

中央教育審議会（第144回） 配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/mext_0821.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

> 中央教育審議会（第144回）配付資料

中央教育審議会（第144回）配付資料

1．日時

令和8年8月21日（金曜日）10時00分～12時00分

2．場所

文部科学省「第二講堂」（旧庁舎6階）※ハイブリッド会議

3．議題

第5期教育振興基本計画の策定について（諮問）

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

4．配付資料

【資料1-1】第5期教育振興基本計画の策定について（諮問）(PDF:229KB)

【資料1-2】第5期教育振興基本計画の策定について（諮問）【概要】(PDF:679KB)

【資料1-3】教育振興基本計画部会の設置について（案）(PDF:59KB)

【資料2-1】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）(PDF:196KB)

【資料2-2】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について【概要】(PDF:182KB)

【資料2-3】第3次学校安全の推進に関する計画【概要】(PDF:583KB)

【資料2-4】学校安全の取組について (PDF:1.4MB)

【資料3-1】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(審議経過報告)【概要】(PDF:369KB)

【資料3-2】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）(PDF:697KB)

【資料4】戸ヶ崎委員提出資料 (PDF:329KB)

【資料5】中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について (PDF:1.4MB)

お問合せ先

総合教育政策局政策課

政策審議第一係

メールアドレス：soukai01@mext.go.jp

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（（総合教育政策局政策課））

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

8 文科教第 8 7 7 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第 5 期教育振興基本計画の策定について

令和 8 年 8 月 2 1 日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平

(理由)

1. 第5期教育振興基本計画に至る経緯

我が国の教育は、平成18年12月に全面改正した教育基本法に基づき、第1期から第4期まで教育振興基本計画を定めて推進されてきました。現行の第4期教育振興基本計画¹（以下「現行計画」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の不安定化など将来予測が困難な「流行」の中においても立ち返るべき教育の「不易」として、教育基本法の目的や理念の実現を普遍的な使命としつつ、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として定めました。

現行計画の策定から3年が経過する中で、政府においては、学校における働き方改革と、義務教育段階の35人学級を含む学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的に進めるとともに、高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン²を示す等の施策を講じてきました。加えて、幼児教育・保育の無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減、高等学校等就学支援金制度の拡充、高等教育の修学支援新制度の実施等により幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費の負担軽減を進めています。さらに、学校施設の耐震化や老朽化対策を含め、安全・安心で質の高い教育環境整備や防災機能強化の充実を進めています。また、令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、こども大綱³に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策が進められており、同庁をはじめとした関係省庁とも連携を図りながら教育政策を推進していくことが求められています。

中央教育審議会においては「教師を取り巻く環境整備」答申⁴や「知の総和」答申⁵をお示しいただきました。さらに、令和6年6月には「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」、同年12月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」と「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」を諮問し、精力的に御審議いただいているところです。また、本諮問と同日付で「第4次学校安全の推進に関する計画の策定について」も諮問しており、今後御審議いただくことになります。

1 令和5年6月16日閣議決定。計画期間は令和5～9年度。

2 「高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン～人への投資の好循環による強い経済の実現～」(令和8年4月28日人材育成分科会)

3 「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)

4 「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」(令和6年8月27日中央教育審議会)

5 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」(令和7年2月21日中央教育審議会)

2. 第5期教育振興基本計画に求められること、検討すべき観点

現在、我が国を取り巻く社会は、生成AI・ロボティクスをはじめとする技術革新の急速な進展、予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行、それらに伴う社会・産業構造の変容、さらには特にコロナ禍後の在留外国人の増加など我が国社会の多様化や、国際情勢の不安定化等が複層的に進む状況が見られます。変動性・不確実性・複雑性・曖昧性（VUCA）⁶に加え、脆さ・不安・非線形・不可解（BANI）の時代⁷とも指摘されるように、これまで以上に流動性が高まっている状況にあり、これからの我が国を担う子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることとなります。

このように、社会の有り様が加速度的に変容し、先行き不透明な時代を迎える中、第5期教育振興基本計画の策定に当たっては、AI時代への対応をはじめ特に現行計画策定以降の情勢変化に着目して2040年以降の社会を捉え直し、教育政策全体について総合的に検討することが必要と考えます。

生成AI・ロボティクスをはじめとする技術革新は、急速に進展するとともに、想像を超える速さで我々の日常生活に浸透し、社会全体に大きな変化をもたらしています。AIは、使い方によって人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げる一方で、思考や判断をAIに過度に依存することへの懸念が指摘されており、情報の真偽を見極めることの難しさや自ら考え判断する機会の減少など、新たな課題も生じています。このようなAI時代を迎える中で、AIと共創する社会の実現にも資するよう、教育・人材育成を通じて、AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力⁸の育成が求められています。同時に、AI等の活用により教育そのものの質の向上を図る観点や、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる観点も引き続き重要となります。

人口減少・少子高齢化の進行は、我が国の最も重要な課題の一つであり、生産年齢人口の減少や都市部への一極集中により、地方の過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難となるとともに、地域における教育機会の確保といった課題も顕在化し、我が国の持続的な発展にも大きな影響を及ぼしつつあります。このため、持続的な地域コミュニティの形成にも資するよう、地域における教育の維持・活性化や、教育へのアクセス確保を図るこ

6 Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

7 Brittle, Anxious, Non-linear, Incomprehensibleの頭文字を取って「BANI」と呼ばれる。

8 「人工知能基本計画」（令和8年7月14日閣議決定）においては、「創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力など」を含むものとされている。

とが重要となります。

さらに、こうした技術革新の進展や人口動態の推移に伴う社会・産業構造の変容により、理工・デジタル分野の人材不足や、地域社会や生活基盤を支えるエッセンシャルワーカーの不足が指摘⁹されるなど、現在の学びの構造のままでは、社会・産業側の需要と人材供給との間に乖離が生じる恐れがあり、教育機関と産業界、地方公共団体等との連携・協働の下、社会や産業の持続的な発展を支え、牽引する人材の育成が急務となっています。子供たちが理数・デジタル等への関心を高め、主体的・意欲的に学びに向かうことができるよう、探究・文理横断・実践的な学びや、留学などの越境体験を更に推進するとともに、先述の人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策についても具体化する必要があります。あわせて、現時点では予想できない技術が主流となる可能性が常にあることにも留意し、「人生100年時代」において、そうした技術の進展や社会・生活環境の変化に応じて生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点から、リ・スキリング等の社会人の学び直しも重要となります。

また、不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒の増加、外国人児童生徒を含む在留外国人の増加など、我が国社会や教育現場は変化に直面しています。そのような中で、多様な背景や価値観を持つ人々が共に生きることを前提とし、多様性を包摂し、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が開花する教育の実現が求められます。そのためにも、担い手となる教職員等の存在が不可欠であり、学校における働き方改革を一層推進するとともに、教職の魅力を向上し、多様な専門性を有する質の高い教師をはじめとした教職員や支援スタッフを確保し続けるなどの環境整備が求められます。さらに、学校教育・社会教育を通じて、多様性を包摂し互いに尊重し合う教育環境や学習機会の確保が重要となるほか、他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験を通じて、民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方についても重要な観点となります。

世界に目を向けると、紛争が多発するなど分断と対立により国際情勢の混迷が深まる一方で、2030年以降のポストSDGs時代を見据え、「持続可能な発展」に加え、個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視する考え方としてSWGs (Sustainable Well-being Goals) といった新たな概念も議論され、ウェルビーイングの重要性が一層高まっています。こうした国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本として、その更なる向上を図ることが求められます。

9 「2040年の就業構造推計（改訂版）について」（令和8年3月経済産業省）

3. 第5期教育振興基本計画について、御審議を依頼する事項

以上のことを踏まえ、第5期教育振興基本計画の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いします。その際、必要な人的・物的資源の確保といった具体的な手段を念頭に置いた上で、第5期教育振興基本計画期間内において着実に実行に移されるように議論を進める必要があります。

具体的には、以下の事項について御検討いただき、総合的かつ体系的にお示しいただきますようお願いします。

- 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化（AI等の技術革新の進展、予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行、社会・産業構造の変容、我が国社会の多様化等）を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方向性について
- 上記の基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、社会教育）における、今後5年間の教育政策の基本的な方針と主な施策について
- 現行計画及びその点検結果も踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、教育振興基本計画の実効性の確保・向上について

なお、上記について御審議いただく際には、他の政策分野や既に進められている中央教育審議会における御審議との関連にも留意して、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、このほかにも、必要な事項について御検討をお願いします。

我が国を取り巻く社会の状況

- 生成AI等の技術革新の急速な進展 ●予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行 ●社会・産業構造の変容 ●我が国社会の多様化 ●国際情勢の不安定化
→**VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代**とも指摘されるように、**これまで以上に、流動性が高まっている状況**
これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育施策を総合的に検討

第5期計画に求められること・検討すべき観点

①生成AI等の技術革新の急速な進展

- ・AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力の育成
- ・AI等の活用による教育の質の向上、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる観点も重要

②人口減少・少子高齢化の進行

- ・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化する中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要

③社会・産業構造の変容

（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

- ・探究・文理横断・実践的な学び、留学などの越境体験の更なる推進
- ・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化
- ・生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点での、リ・スキリング等の社会人の学び直し

④我が国社会や教育現場の多様化

（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

- ・誰一人取り残されず、一人一人の可能性が開花する教育の実現
- ・教職の魅力を上し質の高い教職員を確保し続けるなどの環境整備
- ・他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等乗り越える経験を通じて民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方も重要

⑤ウェルビーイングの重要性の高まり

（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視するSWGs※といった新たな概念）

- ・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本とし、その更なる向上を図る

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

●今後の教育政策に関する基本的な方向性

- ・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、今後の教育政策に関する基本的な方向性について

●基本的な方針と主な施策

- ・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、社会教育）における、今後5年間の教育政策の目指すべき基本的な方針と主な施策について

●実効性の確保・向上

- ・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、教育振興基本計画の実効性の確保・向上について

これまでの教育振興基本計画

○教育基本法（平成18年法律第120号）抄
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期・第4期計画を策定
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている
- 現在は第4期計画（令和5年度～令和9年度）の期間中

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
対象期間	平成20（2008）年度 ～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度 ～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度 ～令和4（2022）年度	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
基本的な 方向性	・今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	・一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する	・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な 方針	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性の確保のための基盤整備・対話

中央教育審議会教育振興基本計画部会の設置について（案）

令和 8 年 8 月 日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成 12 年政令第 280 号）第 6 条及び中央教育審議会運営規則（令和 7 年 3 月 17 日中央教育審議会決定）第 4 条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○教育振興基本計画部会

（所掌事務）

教育振興基本計画の策定及び円滑な実施に必要な意見を述べること。

8 文科教第 8 6 7 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第 4 次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和 8 年 8 月 2 1 日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平

(理由)

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなりません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における家庭や地域、関係機関との連携・協働による安全に係る取組は、持続的な安全文化の構築につながる教育活動であり、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つです。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校保健安全法において「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定」することが規定されています。

これに基づいて、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」が、平成29年3月に「第2次学校安全の推進に関する計画」、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」が、閣議決定されています。

現行の「第3次学校安全の推進に関する計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果、先進的な取組が進められた地域や学校がある一方、いまだ十分とは言えない地域や学校も見られます。また、現行計画策定以降、安全に関する新たな課題も生じており、策定から5年が経過するに当たり、これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。

能登半島地震や同年の豪雨、熊本地震などの大規模災害では、学校施設に被害が生じています。さらに、教職員も被災する中で、学校の早期再開が課題となるなど、大規模災害時における被災地でのすみやかな学びの確保支援に向けた全国的な体制整備が求められています。

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災の記憶を語り継ぎ、その経験を生かすとともに、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、近年の激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害に対応できるよう、児童生徒等の命を守るための対策や、地域と連携した実践的な防災教育の充実が喫緊の課題です。

さらに、近年は猛暑日が増加する中で、熱中症のリスクの増加が懸念されていることから、児童生徒等の安全を確保した教育活動や、災害時には避難所にもなる学校の体育館等の空調整備などが求められています。

このほか、学校への不審者侵入事件や児童生徒等が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案も引き続き発生しています。また、クマ等の鳥獣による被害の恐れも懸念されています。少子高齢化等の地域社会の実情を踏まえつつ、スクールガード・リーダーの配置推進など通学時をはじめ学校内外における事件・事故防止等の安全確保策の検討や、近年の道路交通法の改正等を踏まえた自転車等に関する交通安全教育の充実などについて、コミュニティ・スクールの仕組みの活用等を通じて、家庭や地域、関係機関と連携した対策を着実に実行することが求められています。

加えて、SNSに起因する犯罪被害や、性被害・性暴力への対策、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案や学校におけるサイバーセキュリティ対策など、現代的な課題への対応も必要とされています。

特に、性犯罪・性暴力対策については、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施されることが求められています。

さらに、校務DXや先端技術の活用が進められており、こうした動きも踏まえ、学校の働き方改革にも配慮した効果的・効率的な安全教育と安全管理の在り方を検討することも必要です。

第二に、安全教育について、教育活動全体を通じた取組の推進と全国的な質の向上に向けた方策について、御検討をお願いします。

安全教育においては、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの生命を守り抜くために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを視点として、災害安全、防犯を含めた生活安全、交通安全の三領域や現代的な課題への対応を含めた安全教育を、教育活動全体を通じて効果的に行うことが求められるとともに、安

全に関する資質・能力の評価や取組の改善方策等が引き続き課題となっています。

また、地域や学校における取組に依然として差が見られることも引き続き課題となっています。安全教育に関する先進的な取組を検証し、指導方法の工夫を普及するための方策とともに、指導時間の確保や全国的な取組の質の向上を図るため、教育活動全体を通じた取組の推進にとって重要となる学校安全計画の位置付けやその内容の在り方についても検討していくことが必要です。加えて、より実践的な教育内容の充実のために必要となる学校と関係機関の連携強化を図っていくことが求められます。

さらに、現在、令和6年12月25日の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、次期学習指導要領等に向けた審議が中央教育審議会において進められております。その中では、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや社会に開かれた教育課程を持続可能な形で実現できるよう、コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化することについても検討がなされており、こうした議論を踏まえた安全教育の在り方についての検討が必要となっています。

こうした動きを踏まえながら、国、地方公共団体、学校設置者や地域がそれぞれの立場から取り組むべき施策・連携の在り方について御検討をお願いします。

第三に、安全教育や安全管理を適切に行うために必要となる組織体制の整備や、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含む教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、火災、自然災害は学校教育のあらゆる場面で発生し得ることを念頭に、過去に発生した痛ましい事件・事故の教訓を踏まえながら、児童生徒等の安全を着実に守るために、校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む。）において、現場における学校安全の確保を徹底し、実効的で持続的なものとするのが不可欠です。そのためには、各学校における実効性のある危機管理マニュアルの整備・運用、学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備、コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実などを通じた、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携の充実が必要とされています。

また、自然災害や火災、事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。加えて、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

この点、令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされていますが、特に事故や災害時において必要となるAEDを用いた一次救命処置などに関する実習の充実が課題となっています。

さらに、現在、令和6年12月25日の「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問を受け、教員養成の在り方等に関する審議が中央教育審議会において進められており、その中では、共通的に履修すべき内容等の検討がされています。

こうした議論を踏まえ、教員養成段階のみならず、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含め、教職員の資質能力の向上方策についての検討が必要となっています。

そのほか、前述の現在審議されている次期学習指導要領等に向けた改訂の議論も踏まえながら、実効的・持続的に学校安全の取組の質を確保するための組織体制の充実及び教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に、今後の学校安全の推進施策について、基本的方針及び諸方策の御審議をお願いします。

【学校保健安全法第3条】

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

現行計画：令和4年3月25日閣議決定（令和4～令和8年度）

「第4次学校安全の推進に関する計画の策定」について（諮問）
（令和8年8月21日 第144回中央教育審議会総会）

第4次計画策定に向けての論点（案）

現行計画期間中の取組状況の検証及び近年の災害の激甚化やSNSに起因する犯罪被害、クマ等の鳥獣被害の恐れ、事件・事故、火災等の社会の状況変化を踏まえた対応

- 東日本大震災・能登半島地震・熊本地震、近年の災害の激甚化などを踏まえた地域と連携した実践的な防災教育
- 学校内外における事件・事故防止等の安全確保策、自転車等に関する交通安全教育の一層の充実
- SNSに起因する犯罪被害や生命（いのち）の安全教育など現代的課題への対応
- 学校の働き方改革への対応、校務DXや先端技術の活用等による効果的な安全教育・安全管理の在り方

教育活動全体を通じた安全教育の取組の推進と、全国的な質の向上

- 災害安全、生活安全、交通安全の三領域や現代的課題への対応を含めた安全教育の教育活動全体を通じた効果的な実施
- 指導時間の確保や全国的な取組の質向上のための、学校安全計画の位置付けやその内容の在り方
- 実践的な教育内容充実のための、学校と関係機関の連携強化の方策
- 次期学習指導要領等に向けた議論を踏まえた安全教育推進のための具体的方策

発生した事件・事故、火災等を踏まえ、安全教育や安全管理を適切に行うための組織体制の整備や、教職員の資質・能力の向上

- 校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む）における学校安全の確保の徹底
- 学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備
- コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた取組の充実など、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携による持続的な学校安全の確保
- 教職員の資質・能力の向上方策の充実

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学校安全の取組について

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

- 1. 校外活動における安全確保**
- 2. 部活動を含む移動時の安全確保**
- 3. 防火防災**
- 4. クマ被害防止**

1. 校外活動における安全確保

学校における校外活動の安全確保の徹底等について（抜粋）

（令和8年4月7日付け 8文科初第58号 文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長通知）

- 令和8年3月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生。
- **学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要。**事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところだが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、**安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等**を以下のとおり通知。
- **学校の設置者**に対し、**本年度の学校における校外活動の実施に当たり、安全性・実施内容についての確認、必要に応じての見直し**を要請。
- **都道府県知事**に対し、**所轄の私立学校・学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言**を要請。

学校における校外活動時の安全の確保

- ・各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容の点検や、必要に応じた改定
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び同ガイドラインのチェックリストも活用しながら、**各学校の「危機管理マニュアル」に沿った学校における活動の徹底**
- ・修学旅行等においては、**利用する旅客運送の安全確保について、予め確認すること等が重要。**特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、**海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべき**

旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点

※学習指導要領上、「特別活動」の中の「学校行事」に位置づけられる修学旅行等のこと

- ・実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、内容や行程等の詳細について、**児童生徒や保護者に対して予め十分な説明の実施。**
- ・事前の実地調査などにより、行程等の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、**安全に実施するために必要十分な情報を予め確認**
- ・引率教職員は、**必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう配慮。**引率責任者は、計画作成の中心となり、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地の変更や、引率教員の体制の見直し等、**臨機応変の措置を実施**
- ・関係業者を利用する場合には、**関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって安全確保を徹底。**関係業者については、**信用度等を十分に調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係を持つことのないよう厳に注意**
- ・実施に当たっては、**児童生徒への事前の安全指導の徹底**
- ・**学校の設置者においては、各学校に対して、旅行・集団宿泊的行事のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に、児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものとなるよう必要な指導の実施。**万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応がとれる体制の整備

→ 各学校・設置者の取組状況に関し、フォローアップ依頼（令和8年6月26日付け事務連絡）

2. 部活動を含む移動時の安全確保

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- **学校は**、レンタカーを利用する場合、**レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず**^{※1}、**自らが借受人となってレンタカー事業者と契約**を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- **学校は**、レンタカー契約に際して、**実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記**するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- **レンタカー事業者以外の事業者等は**、**学校に代わってレンタカーを手配しない**^{※1}

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- **学校の教職員は**、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、**①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認**を行う
- その際、**学校の管理職は**、引率計画や移動計画等について、書面等による**事前承認を徹底**

（5）運転者の手配の在り方

- **学校は**、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、**学校自らの責任で、運転者を直接手配**すること又は**関係法令で認められている事業者等**^{※2}**に直接依頼し、適切に契約**
- **事業者等は**、関係法令で認められている場合を除き、**運転者の手配の依頼があっても、手配しない**
- **学校は**、その責任において手配する運転者について、**適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等**の懸念事項がないことを**事前に確認**

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- **学校は**、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、**自動車に教職員等**（部活動指導員、保護者等も含む。）**が同乗することが望ましい**ことを踏まえ、**必要な教職員等を適切に配置**

（7）安全意識の啓発・研修等

- **学校の設置者は**、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての**安全意識の啓発・研修等を実施**することが望ましい
- **学校の管理職は**、**移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める**とともに、**国土交通省の地方運輸局等においても**、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、**研修への協力に努める**

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家所有有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	自治体等の運送主体が確保した運転者 指定された教職員 学校または設置者が手配した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
スクールバス(学校、設置者所有) C					
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配 法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可
レンタカー E					

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

（令和 8 年 6 月 26 日 付け 8 教参学第 9 号）

- 令和 8 年 6 月 19 日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災が発生。
- 今般の火災の原因等の詳細については、**現在、警察及び消防による調査等が進められているが、今般の火災を受け、各学校における防火防災に係る安全点検等の実施等**について、下記のとおり求めるもの。

1. 施設・設備の点検の徹底

- **以下の法定点検を遺漏なく確実に実施すること。**
 - ① **消防法に基づく消防用設備等の法定点検**（6 か月に 1 回の機器点検、1 年に 1 回の総合点検）
 - ② **建築基準法に基づく、国、都道府県、建築主事を置く市町村等が所有・管理する学校の敷地、構造等に係る定期的な法定点検**
 - ③ **学校保健安全法等に基づく、毎学期 1 回以上の定期的な安全点検、臨時及び日常の安全点検**
- 学校における安全点検の実施に当たっては、文部科学省が示している「学校における安全点検要領」等を参考に、防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性の確認や、避難器具の点検、適正な避難経路の確保等を含めた安全管理の取組等を実施すること。

2. 防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保

- **消防法により作成することとされている消防計画に基づく日常的な防火管理、消火、通報及び避難の訓練の定期的実施、消防計画の内容の確認・見直しなどにより、平時からの火災予防を徹底すること。**
- **避難訓練の機会を活用し、教職員も含めて以下の点を確認・共有すること。**
 - ・ 自動火災報知設備作動時の初動対応方法
 - ・ 消火器や消火栓等の消火設備及び救助袋等の避難設備の設置場所や使用方法

3. 火災事故発生時の対応

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」で示している、火災発生初期段階における具体的な対応フローに沿って、各学校の危機管理マニュアルの記載内容を点検し、事故発生時の対応手順の明確化などの必要な改訂を行うこと。
- 危機管理マニュアルに即した対応を確実に実施するため、教職員間における十分な共通認識を図ること。

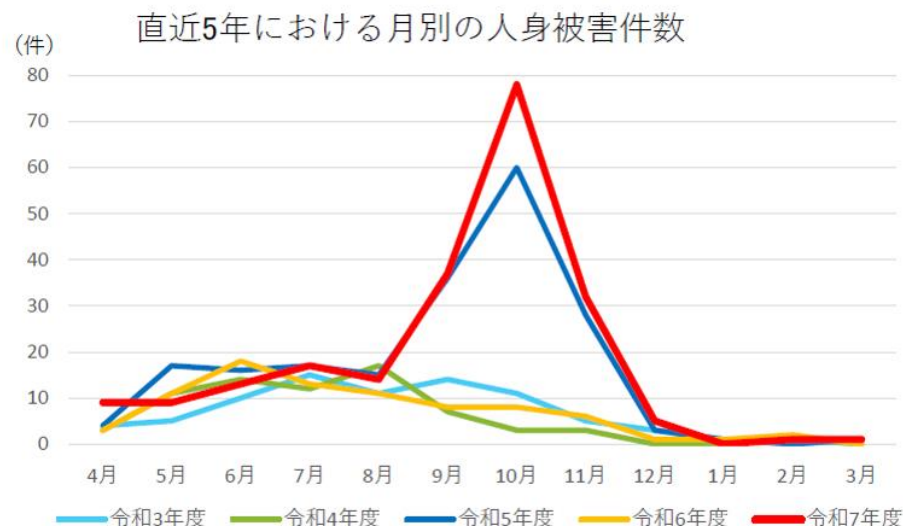
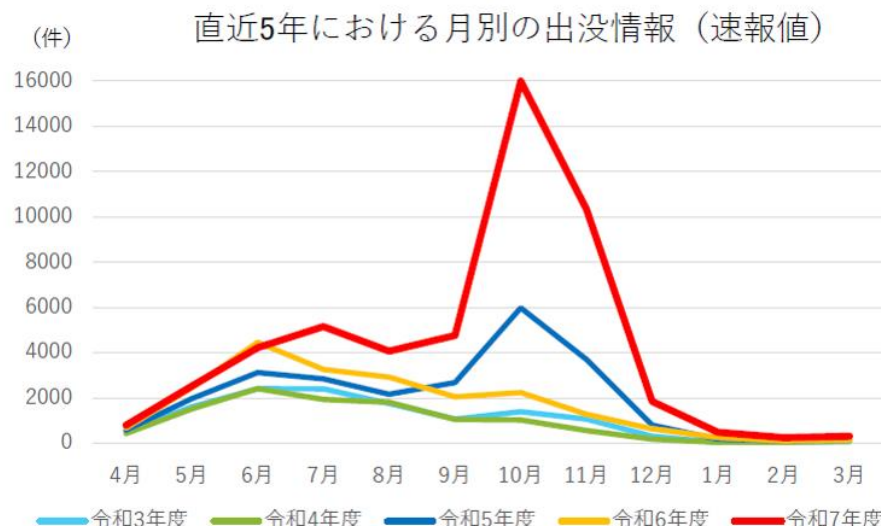
4. クマ被害防止



令和7年度のクマの出没や被害状況について

- 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,776	216	238	13
令和6年度	20,513	82	85	3
令和5年度	24,348	198	219	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

出典元：令和8年5月19日（火）第4回クマ被害対策等に関する関係閣僚会議より、環境省作成資料「資料1 クマ被害の現状と対策について」から抜粋

児童生徒等のクマ被害防止対策について ※児童生徒向け動画、保護者向けリーフレット

○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、子供たちの安全確保に必要な携帯品に対する経費の補助

○児童生徒向け動画

「クマにおそわれないための3つの約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生息域の確認
- ② 通学時の注意点
(声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く)
- ③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
(ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢)

○保護者向けリーフレット

「保護者のみなさまへ クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生態について
- ② クマの出没情報の確認
- ③ クマに出会わないために 子供たちと確認したいポイント
- ④ もしも、クマに出会ってしまったら… 落ち着いて行動するために
- ⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

その他

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和8年5月8日付け8教参学第1号）

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（令和8年6月30日付け事務連絡）

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願い（依頼）（令和8年7月1日付け事務連絡）

⇒学校安全に関する各通知等については、以下のリンク先を参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339094.htm

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

I. 現状と課題

社会構造の変化による

地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

生産年齢人口の減少や地域社会の担い手が不足。ICT・AIの進展やデジタル化により、他者との対話や、相互理解の機会が減少。

地域社会における課題の多様化と

「共助」の必要性

子育て支援、孤独・孤立、防災・防犯、外国人等との共生など、多様化・複雑化する課題に対し、行政のみでは対応に限界。地域住民同士の助け合いが重要。



根本的な解決に向けた課題

多様化・複雑化する地域課題の大きな要因は、当事者意識の欠如等の住民一人ひとりの認識にあることも考えられ、こうした個人の認識や行動を見直すきっかけとなる社会教育としての地域活動や環境整備が必要。

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

今後の目指すべき社会教育の姿

① 地域課題の解決に資する社会教育

地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域課題は相互に影響し合っており、一面的な対応では解決が困難である。社会教育を通じて住民の主体的・継続的な取組や当事者意識を育み、地域課題の解決や未然防止につなげていくことが求められる。

② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

子供・若者から現役世代、高齢者、障害者、外国人まで、多様な住民を対象とした学びを充実させることが必要である。学校だけでは対応が難しい教育課題や学び直しへの対応に加え、全ての人が地域の一員として尊重され、参画できる共生社会の実現が求められる。

求められる役割と期待される効果

1. ウェルビーイングの実現

社会教育は、対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、良好な関係性や自己有用感を育む。

2. 地域コミュニティの構築

社会教育活動を通じて形成された関係性を基盤に、防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる。

3. 共生社会の実現

性別や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、多様な人々が社会教育活動等へ参画し相互理解を深め、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重される。

基本的な方向性

1. 社会教育人材の質的・量的な拡充

地域課題の解決に向け社会教育の専門性を有する社会教育人材を拡充

2. 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

多様な主体との連携・協働を進め、社会教育の裾野を拡大

3. 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

継続的な学びや連携を支える社会教育人材ネットワークの構築等

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（１）社会教育士の在り方の見直し

教育委員会に限らず幅広い分野の者が社会教育士となることや、社会教育士の認知や信頼性向上の方策の検討、講習・養成課程の見直し等が考えられる。

（２）社会教育主事・社会教育委員の機能強化

社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」として位置付け、地域づくりや福祉、防災等の関係部局との連携を推進するとともに、配置促進や好事例の周知を図る。また、社会教育委員の役割強化や研修の充実、運用改善を推進。

（３）社会教育主事・社会教育士の養成の改善

講習・養成課程の内容を見直すとともに、オンラインや夜間・休日開催等による受講機会の拡充、受講資格の見直しを進め、多様な分野で活躍できる社会教育主事・社会教育士の養成を推進。

（４）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

継続的な研修機会の充実や社会教育人材ネットワークの構築を進め、実践の共有、相互支援、情報交換、活躍の場の拡大等を通じて、社会教育人材の活躍を支援する。

（５）社会教育の裾野を広げるための方策

導入的講習の充実や学習機会の拡大に加え、短期間・オンラインによる履修機会の確保や優良事例の周知等を通じて、多様な人材の参画を促進。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

（１）社会教育施設・団体等

公民館、青少年教育施設、図書館、博物館、社会体育施設、社会教育関係団体等が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働し、地域課題の解決や多様な学び・交流を支える拠点機能の充実を図る。

（２）社会教育と連携してきた施設・団体等

学校（小・中・高校等のコミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等）、高等教育機関、地域運営組織（RMO）、NPO、民間企業等との連携・協働を進め、多様な主体が社会教育の視点を共有しながら、地域課題の解決に取り組む体制を充実。

（３）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

首長部局との連携により、若者の地元定着や防災などでの共助体制の強化を図るとともに、社会福祉法人等と社会教育施設等が連携・協働し、交流や学びの機会の充実を通じた地域コミュニティ形成が期待される。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

（１）国

社会教育人材ネットワークの整備支援や導入的講習の開発・提供、研修機会の確保、活躍事例の収集・展開等を進めるとともに、関係省庁や大学等連携し、社会教育人材の育成・活躍支援や社会教育の裾野の拡大を推進。

（２）地方公共団体

社会教育主事の配置促進や社会教育担当職員の資質向上を図るとともに、社会教育人材ネットワークの構築、継続的な研修機会の提供、首長部局や民間企業・NPO等との連携強化を推進。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について (審議経過報告)

I. 現状と課題

(1) 社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

- 我が国ではいま、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少や地域社会の担い手不足が深刻化している。とりわけ地方においては、大都市圏への人口集中や人口流出と高齢化が同時に進むことで過疎化が加速し、地方公共団体や地域コミュニティの中には、その存続が危ぶまれているものもある。
- さらに、ライフスタイルの多様化や価値観の変化が進む中で、働き方や居住形態、消費行動にも大きな変化が生じている。あわせて、ICT や AI の急速な進展は、業務の効率化や新たなサービス創出、高度な情報技術によって利便性がもたらされた一方で、デジタル格差の拡大や情報の偏り（フィルターバブル¹やエコーチェンバー²現象）も生み出され、価値観や年代の異なる他者と対話したり、相互に理解を深め合ったりする機会の減少が指摘されている。
- 外国人労働者やその帯同家族の増加など、グローバル化の加速も地域コミュニティに大きな影響を与えている。地域の生活を支える上で外国人労働者が重要な役割を果たしている一方で、外国人の増加により、外国人との文化的背景の相違に基づく地域における分断が生じているケースも見られることから、これを解消するための共生社会の実現が重要となる。また、不安定な国際情勢の影響でエネルギーや食糧の安定供給などについて生活に支障が生じるのではないかという不安も生まれている。
- 地域コミュニティにおいて人と人とのつながりの希薄化が進むと、周囲との良好な関係性を基盤とする日本社会に根差したウェルビーイング³の実現が難しくなることも危惧される。家族形態や地域コミュニティの変容により、支えになってくれたり相談できたりする人が周囲におらず、孤立や不安を抱える人が増加するなど、相互に助け合う機能の低下が課題として顕在化している。こうした状況の下で、多様な主体が連携し、人と人とのつながりを再構築する取組の重要性が一層高まっている。
- 子供を取り巻く環境についても、過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化などが生じているとの指摘がある。そのため、子供同士が直接的に触れ合う

¹ フィルターバブルとは、アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとに関わらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点到合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境を指す。

² エコーチェンバーとは、ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、意見を SNS で発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたものである。

³ ウェルビーイング（Well-Being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。

場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっている。このような中、子供が将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的となることが危惧されている。

- 少子化により、近所に同世代の子供が少なくなり、少人数又は一人でスマホのゲームなどの遊びに費やす時間が増えることによって、大勢で一緒になって外遊びをするような機会が減少している。そのため、五感を使う直接的な体験を通じて、好奇心や発見力、思考力、豊かな感性などを高める機会が減少したり、遊びの中で体を大きく使って動き回ることが減ったりしているとの指摘もなされている。また、学校の規模が小さくなる中、特に公立中学校において、1つの学校単位では部活動が十分に実施できないといった状況も生じている。

(2)地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

- 進学や就職を契機とした都市部への人口流出が続く状況が生じている中、地域を支える若者の地元への定着は、持続可能な地域社会の形成に向けた重要な課題となっている。そのため、魅力ある雇用の創出や生活環境の充実等を通じて、若者が地域に根付き活躍できる環境づくりが求められている。
- 共働きの増加や核家族化の進行により、子育てに対する負担や孤立感が高まる中、保護者の学びや交流の機会を充実させるなど、地域における子育て世帯への支援を充実させていくことが求められている。
- 安心して暮らせる地域社会の基盤として、防災・防犯等への地域的取組の充実も、その重要性を増している。近年の全国的な地震の発生、気候変動や風水害等の自然災害や山火事の激甚化・頻発化、クマ・イノシシ・シカ等による獣害の多発により、日常的な防災や災害からの復興の観点からも地域住民同士の助け合いが必要となる場面が多くなっている。しかしながら、人口減少に加えて単身世帯の増加傾向が見られること等により近隣住民との関係性が希薄になることで、都市・地方に関わらず災害時における地域住民の共助体制の脆弱性が懸念されている。また、犯罪の多様化や体感治安の動向が懸念される中、行政のみならず地域住民や関係団体が連携し、日常的な見守りや情報共有を進めることが求められている。こうした共助の取組を通じて、地域全体の危機対応力と安全性の向上を図る必要がある。
- 地域とのつながりの希薄化が進む中、単身高齢者の増加に伴う孤立・孤独の深刻化や、障害のある者の社会参画の機会、共生社会の実現に向けて共に学ぶ場の不足も課題となっている。見守り活動や交流・学びの場の確保、多様な就労や生涯学習、地域での活動機会の創出など、地域住民や関係機関が連携し、包摂的な地域社会の実現を目指した取組を進める必要がある。
- また、近年では外国人の増加に伴い、言語や文化の違いによるコミュニケーションの課題や、地域住民間の相互理解の不足による軋轢が顕在化するケースも生じている。こうした地域において共生社会を実現するためには、やさしい日本語を含む多言

語対応の情報提供や交流機会の創出を通じて、相互理解を深める取組が求められている。さらに、行政や地域団体、地域住民が連携し、多様性を尊重した包摂的な地域づくりを推進することが重要である。

- こうした多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界がある。そうしたことも背景としながら、地域包括ケアシステム⁴やRMO（地域運営組織⁵）など、多様化する行政課題に地域単位で対応する取組の重要性が高まってきている。特にRMOは、公民館活動を始めとする社会教育と密接に関係する地域団体として、地域における人材育成や課題解決を担ってきた。また、日常的な支え合いを基盤とする共助の視点による地域づくりの取組の強化や、地域住民等と支援関係機関が協働し課題解決を図るための体制づくりがより一層重要となっている。
- しかし、これまで地域を支えてきた自治会などの地縁団体においては、担い手の高齢化が進む中、特に若い世代において新たにこれらの活動に参加する者が十分ではなく、活動の担い手の後継者不足が深刻化しており、継続性が危ぶまれている。持続可能な地域社会を作るためには、地域課題を自分事として関心を持ち、行動できる主体形成が重要であり、特にこれらの地域活動の将来の担い手である子供については、他者と協力して地域のために活動する楽しさや充実感を味わう経験を増やしていく必要がある。これらの活動に参加することを通じて、責任感や自主性、自発性、困難なことがあっても諦めずにやりきる力、自己有用感などが育まれ、子供の健全育成に資するとともに、将来の地域社会を担う人材として不可欠な資質が育まれる。
- また、人間関係の希薄化や少子化などにより、これまでは家庭における教育や、地域の中での子供同士や大人との交流の中で育まれてきた基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や他者への配慮などが十分に培われず、学校において対応せざるをえないような状況が生じているところ、新たな教育課題にも対応する質の高い教育を実現していくためには、学校と地域が地域の子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者及び地域住民の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要である。
- 加えて、子供の深い学びを実現するためには、子供が自身の興味関心に応じて、とことん没頭してやりたいことを探究することが大切であるが、学校においては、限られた授業時数の中で多様な子供の学びを支える必要があるため、一定の制約が生じる。そのため、学校において幅広い内容を学ぶことを通じて育まれた好奇心や興味関心に基づき、放課後や休日などにおいて、子供自身が探究したい内容を学べる機会を設けていく必要がある。

⁴ 地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、地域内で「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制（システム）のこと。

⁵ 地域運営組織（RMO：Regional Management Organization）とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

- このように、子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていく必要がある。

(3)根本的な解決に向けた課題

- 上記のような課題については、これまでもそれぞれの課題ごとの対策や、地域の活性化を企図した方策など、様々な施策が講じられてきているが、対症的な対応では、根本的・持続的な解決は極めて困難である。
- これは、人間関係の希薄化等の社会環境の変化の中で、「他者とのつながりへの忌避感」、「自分が困らなければそれでよいとする自己中心的な発想や他人への無関心」、「当事者意識の欠如や無力感等による行政による対応への過度な期待や依存心」等、地域住民一人ひとりの認識や態度の問題が大きな要因の一つと考えられる。これを踏まえれば、我が国の社会が現在直面している諸課題の根本的解決を図るためには、こうした個人の認識や態度さらには行動を主体的に見直すきっかけを作り出すという教育的意図をもった社会教育としての地域活動や行政施策の充実が必要不可欠である。このような社会教育活動を通じて、例えば地域における人とのつながりが作り出されることにより、上記のような認識や態度の変容をさらに促していくことにも資すると考えられる。

Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

(1)これまでの社会教育

- 昭和 24 (1949) 年に社会教育法が制定され、社会教育の目的や行政の責務、公民館等の位置付けが明確化された。同時期に各地で公民館が設置され、民主主義社会の担い手の育成という観点から、地域住民による自治的な学習や話し合い、文化的な交流の拠点となった。また、図書館法 (昭和 25 (1950) 年)、博物館法 (昭和 26 (1951) 年) も制定された。
- 昭和 30～40 年代の高度経済成長期には、都市化や産業構造の変化に対応し、社会教育施設や講座が量的に拡大した。公民館や図書館、博物館は各地方公共団体に広がり、趣味・教養的講座や市民講座が盛んに実施された。一方で、社会の成熟化に伴い、「学校教育中心」から「生涯にわたる学習」へと視点を広げる議論が生まれた。1970 年代後半には生涯教育・生涯学習の理念が提唱され、社会教育は、学校教育以外の場において個々人の生涯にわたる学習全体を支える生涯学習政策の一部という位置付けが強く意識されるようになっていった。
- 昭和 50 年代以降、生涯学習の理念が浸透していく中で、行政上も個人の自己実現支援に重点が移り、社会教育における社会の担い手の育成という趣旨は相対化されていった。さらに 2000 年代になると、規制緩和・地方分権改革が進み、社会教育行政の在り方も地方公共団体の裁量に委ねられる部分が増えた。その中で、社会教育施設の設置管理を首長部局へ移管できることになったり、指定管理者制度が導入されたりしたことなどにより、他の行政分野との連携強化が進んだ地方公共団体がある。一方で、地方公共団体によっては、社会教育自体を所管する教育委員会との連携の観点から課題も生じている。
- 平成 20 年をピークとして我が国の人口が減少を始め、近年は地域コミュニティにおける人とのつながりの希薄化などの社会課題が深刻化しており、社会教育に求められる役割として、人と人を相互につなぎ、地域住民の学びと参加を支えることが重視されてきている。

(2)社会教育の特長

- 社会教育については、単なる趣味的な学習機会を提供しているに過ぎないのではないかと指摘も見受けられる。確かに、公民館の講座において扱われている内容には、そうしたものも一定程度含まれているが⁶、社会教育として行われる際には、例えば、参加する地域住民同士の関係性を深めたり、更なる学習等への意欲や関心を高めたりできるよう教育的な配慮を伴って実施することが求められるものである。
- このように、本来、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。

⁶ 令和 6 年度社会教育調査 (文部科学省) によれば、公民館が実施した学級・講座では、「趣味・けいこごと」が約 3 分の 1、「体育・レクリエーション」が約 20% を占め、両者を合わせると約半数に達する。一方、防災や地域づくり等を含む「市民意識・社会連帯意識」は約 8% となっている。

○ より具体的には、社会教育は以下のような特長を有しており、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を実現する教育的意図を有する活動として行われるものである。

- 1) 活動自体を楽しいものとする、参画することの充足感や自分の知識、技術、経験を生かせることによる自己有用感を感じられるものにする等を通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
- 2) 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
- 3) 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、1)の楽しさや充足感・自己有用感に根差した主体性の涵養、2)の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。

○ 第4期教育振興基本計画のコンセプトとして示されたように、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育んでいく営みである。社会教育を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域住民の居場所づくりを支え、協力し合える関係づくりを促進することで、持続的な地域コミュニティの基盤形成に寄与するものである。

○ 社会教育による地域住民の関係性の構築は、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域における様々な課題を解決する根幹となることから、そうした広範な行政施策の円滑な実施を支える基盤ともいえるべき機能を果たしうるものである。このため、課題解決にむけた地域住民による主体的・継続的な取組の促進を図るためにも、こうした様々な分野で活躍する関係者とも社会教育の価値を共有していくことが重要である。

(3) 今後の目指すべき社会教育の姿

(1)で述べた通り、社会教育の在り方は、これまでも社会情勢の変化に伴って変遷を遂げており、これからの社会教育の在り方については、以下の方向性を目指して、現在の地域社会やそこに住む地域住民にとって真に必要なものとなるよう見直していく必要がある。

① 地域課題の解決に資する社会教育

- Iで述べた通り、地域においては、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成など様々な課題が生じているが、これらは相互に影響し合っているため、一面的な対応では解決が困難であることも多い。
- これらの課題解決に向けた取組を行う際に、上記(2)の社会教育の特長を生かすことにより、地域住民による主体的で継続的な取組としていくことを期待できるだけでなく、様々な課題解決に参画する地域住民同士の関係性が構築され、それが積み重なることで、他の地域課題への対応を含めた地域コミュニティとしての取組に発

展させることが可能となる。

- また、直面する地域課題の解決をはじめとした、様々な社会教育活動に関わる中で、地域住民が多く課題に当事者意識を持ち、地域住民同士で協力し合い、地域全体で誰もが住みやすい地域コミュニティの形成に向けた取組を継続的に行うことにより、現在生じている課題の解決に資するだけでなく、将来的に課題が生じることや深刻化することを未然に防ぐ効果も期待される。
- このように、社会教育は、地域コミュニティの基盤を醸成し、様々な地域課題を根本的に解決するための有効な手段であり、地域の課題解決や未然防止に資する教育活動となっていくことが求められる。

② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

- デジタル化の急速な進展による直接的体験の機会の減少や、不登校の子供や障害のある子供、外国にルーツのある子供の増加などが生じる中、学校だけで多様な子供に対して適切な教育機会を提供していくことや個々の子供の状況に応じて支援していくことには限界が生じている。そのため、前述のとおり、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育てていく営みであることを踏まえ、これまで学校教育に偏りがちであった子供・若者・青少年の教育について、今後は社会教育も大きな役割を果たしていくことが求められる。
- AI等のデジタル技術の進展や産業構造の変化等を踏まえた現役世代のリ・スキリングなどの学び直しの重要性も増大している。また、外国人の増加、障害者の社会参画の推進の必要性の高まりなどを受け、これらの人々を含む全ての人が地域の一員として尊重され、地域社会に参画できる共生社会を実現するために、様々な学びの支援を行っていく必要がある。そのため、今後の社会教育では、こうした地域住民のニーズを踏まえながら、必要性の高い学びを充実していくことが求められる。

(4) 今後の社会教育に求められる主な役割と期待される効果

① 子供・若者を含めた地域における人とのつながりを基盤としたウェルビーイングの実現

- 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、他者とのかかわりや対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、地域における社会的基盤として機能することが求められる。さらに、他者に目を向けることによる地域における周りの人との良好かつ互恵的な関係の構築、地域活動への参加・貢献による自己有用感の向上等により、「ウェルビーイング」の実現にも資するものである。
- 少子化、スマホゲームなどによる遊びの広まり、また、AI等のデジタル技術の進展が今後も飛躍的に進むと考えられる中で、課題について調べる際に文献にあたるよりAIに相談したり、悩み等についても家族や友人、教員ではなくAIに相談したりする傾向が高まっているとの指摘がある。そこで、子供同士の人間関係の希薄化や答えの見えない問題に向き合い試行錯誤する力の低下が懸念されている。子供同士が直接的な触れ合いをする経験を増やすことで、人とつながることの楽しさや心地よさを味わい、それを通じた主体性や自律性、コミュニケーション能力、対話を通じて解決

策を見つけ、状況の変化に応じて改善を図っていく能力などの育成が図られる。

- また、学校での人間関係に悩みを抱える子供にとっても、地域住民との交流を通じて、学校とは異なる安心できる居場所を得ることができること、ありのままの自分を受け入れてくれる人の存在が心の支えや自信につながることで、多様な価値観や生き方に触れることで狭い人間関係における悩みが軽減されること、様々な人との交流により社会性が育まれることなどが期待される。
- 若者の居場所づくりや社会参画に向けては、ライフデザインについての学びや、就労・生活等を支援する場面においても、ボランティア活動などを通じて、社会とのつながりの実感や、自己有用感の涵養を図るなど、社会教育の良さを取り入れた活動の実施が効果的であると考えられる。
- このように、人口減少の中で高いウェルビーイングを実現し、それを維持していく上での基盤として、社会教育は重要な役割を果たすことが期待される。

② 防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築

- 社会教育活動を通じて築かれた顔の見える関係を基盤として、地域住民が地域課題の解決に向けて自ら協働して取り組むことで、地域住民同士の助け合いができる地域コミュニティの構築が促進される。
- こうした地域コミュニティにおける共助の取組の結果として、行政の支援が届いていなかった人への支援の充実や、課題の深刻化の予防につながる日常的な取組の充実等が図られることが期待される。特に、地域住民同士の助け合いの関係を構築し、地域社会において命を守るセーフティネットを機能させる観点からも社会教育の充実は重要となる。
- また、地域社会の将来の担い手となる子供についても、地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の事柄に関する当事者意識を育み、また地域活動に参加することの楽しさや充実感を体験することで、将来も地域活動に参加しようとする意欲を高めていくことが可能と考えられる。
- さらに、子供の教育について、学校と地域が子供の状況、学校・地域の課題や教育目標・理念等を共有し、双方が連携・協働して、社会全体で子供の教育を担っていく環境を構築することが求められる。それにより、学校と地域とが緊密な連携と適切な役割分担を行い、学校教育だけでは対応が難しい体験活動や多くの地域住民との多世代の交流、個々の子供の状況に応じた学習支援などを、地域における社会教育の一環として充実することが求められる。
- なお、持続可能な地域コミュニティの構築には、地域の歴史や文化を知るとともに、特色のある地場産業や地元企業の役割を学び、地域の強みを知り、それらを支える地域の大人との直接的なつながりを通して地域の誇り（シビックプライド）を涵養していくことも必要と考えられる。

③ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会の実現

- 全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無、国籍等に関わらず平等に参

画できるような共生社会を実現していくためには、様々な地域活動に、従来からの参加者だけでなく、家庭の事情等により参加が難しかった者や、子供や若者、高齢者、障害者や外国人等の多様な人々が集い、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことを通じて、共生社会の実現への地域住民の理解を涵養することが重要である。

- 地域全体の共生社会に関する理解が進むことにより、子供のうちから自然と、自分とは異なる他者を尊重する意識が養われたり、ありのままの自分らしく過ごしやすい環境の下で自己肯定感の向上が図られたりすることなども期待される。
- また、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、主体的に選択し行動できるようになるためには、これらの者が地域の一員として、他の地域住民と共に社会教育活動をはじめとする様々な活動に参画することを通じて、支援をする・されるという固定的な関係ではなく、助け合い・支え合う関係を前提に自らができることを増やしていくことが重要であり、そうした関係性の構築は持続的な共生社会の実現にも資するものと考えられ、高齢者、障害者、外国人等が社会教育を担う人材として参画することにもつながるものである。
- こうした取組を進める上では、高齢者や障害者、外国人等の活躍の場や居場所づくり、孤立の予防といった福祉等の他分野の関係者とも社会教育についての共通理解を図っていくことで、共生社会の実現に向けた取組がより充実することが期待される。特に、これまで学校卒業後の学びの機会の不足が指摘されてきた障害者等の学びの場や、日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られていると指摘されている外国人の学びの場を公民館等の社会教育の分野でも充実させていくことは重要な課題である。

(5) 社会教育の推進を図る基本的な方向性

- これまで地域において社会教育を担ってきた団体や施設における活動を更に充実させるとともに、新たな地域課題の解決に向けて、これまで社会教育とのつながりが薄かった団体等も含め、様々な分野の垣根を越えて連携・協働していくことが重要であり、それらを支え、つなげる人材が求められている。
- 地域住民の認識・態度・行動の変容を図り、自主的・継続的な地域活動への取組が進むようにすることで、地域コミュニティの維持・構築を推進していくためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という教育的意図をもって地域活動を社会教育として行うことができる社会教育人材の関与が不可欠である。このため、今後は、社会教育人材の質的・量的な拡充を図り、社会教育人材を中核として社会教育を推進していくことが重要である。

① 社会教育人材の質的・量的な拡充

- 地域課題に対処する団体や活動などは多数存在するものの、それらの内容や取組状況は区々である。また、地域課題の根本的な解決には、それぞれの地域住民の認識等の変容を図ることが必要であり、社会教育の手法を取り入れることが求められる。そ

のため、これらの活動に、社会教育に関して一定の専門性を有する者が参画することで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。

- しかし、現行の社会教育法では、教育委員会に配置され、社会教育に関して専門的・技術的な助言と指導を行う専門的職員である社会教育主事は制度化されているが、市町村における社会教育主事の配置率は低く、また他の行政分野や地域活動において社会教育に関する専門性を生かして活動する人材については規定がない。
- 令和2年度からは、社会教育主事となるための任用資格を得るために社会教育主事講習（以下「講習」という。）又は大学の社会教育主事養成課程（以下「養成課程」という。）で学ぶべき科目及び単位数を規定している社会教育主事講習等規程において、この講習・養成課程を修了した者が、「社会教育士」と称することができることとされている。ただし、位置付けとしては、あくまで称号であり、当然ながら学習内容も社会教育主事の任用資格としてのものとなっている。
- このため、社会教育の専門性を他の行政分野や地域活動において生かす際に、その専門性を的確に証することができる仕組みとすることで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- また、社会教育士の称号は、令和7年度までに約1.2万人が取得しているが、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れることで、活動の質の向上や自走化を図り、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためには、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが不可欠であることを考慮すれば、社会教育士数の現状の規模では大きく不足している。
- これらを踏まえると、社会教育人材の質的・量的な抜本的拡充を図るために必要な措置を制度的な見直しも含めて講ずる必要がある。
- その際、個々の社会教育士がその専門性を十分に発揮し、活動を円滑かつ効果的に行えるようにするためには、社会教育士に代表される社会教育人材のネットワークを整備し、実践の共有、相互支援等を行える環境を構築していくことも求められる。

② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

- 地域における社会教育活動をこれまで担ってきた主な組織的主体としては、公民館に代表される社会教育施設や社会教育団体が挙げられる。ICTやSNSの発達もあり、社会教育士が個人や少人数で活動することも容易になってきているが、社会教育施設や社会教育団体がそれぞれの組織としての強みを生かしながら、社会教育の振興を図る役割を果たしていくことは引き続き重要である。それに加えて、各施設や団体が、社会教育士の活躍の場となってその活動の質を高めたり、施設利用者等に社会教育の裾野を広げていく役割を果たしたりしていくことが期待される。
- 従来は、社会教育を行う者として、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持ち、その本業において社会教育の素養

を生かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。

- また、地域活動等に関心がある者に対し、社会教育の学習機会や実践者につながる機会を提供したり、子供・若者の地域活動への参画を促したりすることで、社会教育の裾野を拡大することも重要である。
- 一部の地域では、地域課題の解決に向けて社会教育を再評価する声も聴かれるものの、多くの地域においては社会教育士の活動を身近に感じられる状況には至っておらず、未だ社会全体での認知度は高いとは言えない状況にある。このため、社会教育人材の質的・量的な拡充や社会教育の裾野の拡大等を通じて、身近なところで社会教育士による活動に触れ、その効果を実感できるようにしていくことに加え、社会教育が地域の課題解決に役立つ身近な活動であることを分かりやすく発信すること等を通じて、認知度の向上を図っていく必要がある。
- 特に、若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、青少年の育成活動を行う団体等と連携するなどして、社会教育施設の中に若者が利用しやすい居場所となる場所を設けたり、若者による地域活動の情報を提供したりすることなどが考えられる。その際、若者も地域コミュニティの主体であり、大人と対等に役割を果たす主体であると認識され、尊重されるという視点を共有することも重要である。このため、例えば、若者も利用しやすい居場所づくりの取組に若者の参画を得たり、意見を聞いたりするなどのプロセスを通して若者の関心を上げていくことや、そうした居場所の多様な利用者や運営する者等との関わり合いを通じ、それらが社会教育の営みの中で支えられていることを知るきっかけとなっていくことが望まれる。
- 社会教育の裾野を広げるためには、平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的講習（Ⅲ 1（5）参照）等が、各地において、教育委員会や各種団体等が主体となって実施されることを促せるよう検討すべきである。
- また、社会教育人材の裾野を広げていくことと併せて、公民館等の社会教育施設を中心とした、従来の社会教育の諸活動の在り方に関しても、活動の場の提供などの支援を求める団体等に対して対応するだけでなく、これからは地域課題解決に向けた活動を行っている団体や社会貢献活動に意欲のある営利企業に対して積極的に働きかけを行い、これらと連携した活動を展開したりすることなども重要と考えられる。

③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

- 上で述べたとおり、社会教育人材の質的・量的な拡充を図るとともに、地域における公民館をはじめとした社会教育の実施体制を充実し、社会教育の裾野の拡大を図るに当たり、様々な実践を支える仕組みを構築・整備することが求められる。
- 具体的には、社会教育人材ネットワークの構築によって、社会教育人材同士で情報共有や相互の連携・協力依頼等が可能となるだけでなく、教育委員会をはじめとする行政においても、社会教育人材を組織的に活用した施策を講じる際の基盤ともなるものである。

- 各施設や団体等の組織としての相互の情報共有が進むことも期待されるが、例えば公民館に配置された社会教育士を有する職員同士のネットワークを通じて、公民館に関する様々な情報の共有が進むといったように、社会教育人材ネットワークが施設ごとや、テーマごとなどでの情報共有の場として発展することも期待される。
- 各地域において、社会教育士のネットワークなど社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等にあたっては、教育行政における社会教育主事の存在が重要な役割を果たすため、まず社会教育主事の配置率の向上が急務である。また、公民館主事による社会教育士の取得を促進し、社会教育主事や社会教育士との連携を強化することが重要である。

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

(1) 社会教育士の在り方の見直し

① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題

- Ⅱ（５）①で述べたとおり、近年、社会教育士の称号取得者が増加しており、称号取得者は1.2万人を超えてはいるが、今後は、社会教育士の活動する場面が多様な分野に広がっていくことを考えると、社会教育士数は大きく不足している状況である。
- また、地域における課題の実情やその解決に向けて、当事者である地域住民の認識を変容させていくためには、そのための教育的手法に関する専門的な知識や技術が必要である。さらに、多くの地域住民の参画を得ながら、社会教育法に規定される社会教育の一環として地域社会の課題解決という公益的な取組を実施していくに当たっては、活動のけん引役となる社会教育士について、これまで社会教育主事が地方公務員として得ていた一定の信頼性と同程度の信頼性を保証できる仕組みが必要である。
- 現行制度における社会教育士は称号との位置付けであることから、いわゆる国家資格と比較すると、専門的知識や技術を証するものとしての社会的な認知や信頼性には限界がある。こうした事情もあって、社会教育士を取得したとしても、その専門性を生かせる職場や役職は限られており、社会教育士の称号を有することが、社会教育主事以外の職に就くことや多様な場面で活躍の機会の確保には十分につながっておらず、もともと社会教育に高い興味関心のある者以外の者が社会教育士を取得しようとする動機付けにはつながりにくい状況がある。そのため社会教育士の取得者は増加傾向にあるとはいえ、現行制度のままでは、将来的に大きな増加を見込むことは困難である。
- さらに、現行の講習・養成課程は社会教育主事になることを前提とした学習内容となっており、社会教育士が社会教育主事以外の立場で多様な場面において活動することが期待されることとは合致していない。

② 社会教育士の在り方の見直し

- 今後は、教育委員会で社会教育に関する職務に従事する社会教育主事のみならず、首長部局で地域づくりや福祉、防災等を担当する職員や、RMO、特定非営利活動法人（以下、「NPO」という。）や民間企業等で地域づくりや地域課題解決を行う職員などの幅広い者が社会教育士となり、これらの社会教育士が行う社会教育活動に対する地域住民の信頼を高めることで、地域住民の認識の変容や地域活動への参画を一層促進できるようにすることが必要である。
- また、社会教育士としての社会的な認知や評価を高めるに際して、社会教育士の取得者が多様な場で活躍できる機会を確保していくことなどの社会教育士を取得することのメリットを示していくこと等により、社会教育士を目指す者を増やしていくことが必要である。そのため下記のような見直しを行うことについて、制度上の取扱

を含めて今後引き続き検討する必要がある。

- ・ 社会教育士の位置付けについて見直すことも含め、その社会的な認知や信頼性向上につながるような方策を検討することが必要である。
- ・ 社会教育主事との関係については、社会教育主事は社会教育士を有する者から任用するものとして位置付けることが考えられる。
- ・ また、地域における社会教育の拠点である公民館の主事については、社会教育の高い専門性を有することが求められるため、公民館の主事についても社会教育士を有する者から任用するものとして位置付けることが考えられる。ただし、現状の職員配置を踏まえ、人事の柔軟性確保に配慮するため、まずは任命権者に自発的な取組を促すことも考えられる。
- ・ 講習・養成課程の内容を、従前の社会教育主事として任用されることを前提とするものから、社会教育に関する専門性を有し、幅広い分野で活躍できる実践力を有する社会教育士を養成していくために必要なものに見直すことが考えられる⁷。

(2)社会教育主事・社会教育委員の機能強化

- 社会教育士の制度的な位置付けの見直しと併せて、これまでも制度上の社会教育のけん引役であった社会教育主事や、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を果たしてきた社会教育委員についても、その機能を強化していくべきである。

(ア)社会教育主事

① 市町村の社会教育主事

- 市町村の社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる行政の専門職としての位置付けであり、社会教育に関する専門的な知識や技術を用いて、市町村における社会教育行政の企画・立案及び実践の推進全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」としての役割が期待される。
- さらに、地域づくりや福祉、防災などの地域コミュニティに関する他の部署と連携・協働し、他部署の施策の推進に当たり、コーディネートやファシリテーション等を通じて地域住民の認識の変容が促されるよう、地域のつながりづくりや参加者の自己有用感、主体性を育てるなどの、社会教育の手法を組み込んだ地域活動や行政施策となるように調整することで、当該施策の実効性をより高めることも期待される。

② 都道府県の社会教育主事

- 広域の地方公共団体である都道府県の社会教育主事は、都道府県全体の社会教育の振興の企画・立案を行うほか、基礎的な地方公共団体である市町村が行う社会教育施策の水準の向上のため、都道府県内外における効果的な実践事例の収集や周知、域内における関係者に対する研修の実施、必要に応じた市町村への指導助言等により、管内の市町村における社会教育全体の質の向上に努めることが求められる。

⁷ 具体的な科目の内容等に関する検討は専門家による検討に委ねる。

- 特に、社会教育人材ネットワークの構築・運営に関しては、一定の広域性をもった取組とすることが効果的と考えられることから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当と考えられる。

③ 配置促進に向けて必要な取組

- 社会教育主事は社会教育法上、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置く」とされていながらその配置率は市町村で低下傾向にある。こうした状況を改善し、各地方公共団体において社会教育主事が適切に配置されるよう、国においても、地方公共団体に対して法律の趣旨を周知するとともに、社会教育主事が学校教育や首長部局との連携において中心的な役割を果たしている好事例、社会教育主事の任用上の工夫等を収集・周知するなど、その配置に係る有用性の理解増進を図る等の取組を進めることが必要である。
- 社会教育は、首長部局が所管する地域づくりや福祉、防災などの分野との関連性が高く、これらと一体的な推進を図る観点から、公民館等の管理を首長部局に移管するとともに、社会教育関連の事務の相当部分について首長部局に事務委任されていたり、首長部局が補助執行することとされていたりしている地方公共団体も見られる。このような場合でも、社会教育主事の教育委員会との併任発令が可能であり、これにより確実に配置することで、その専門性を生かして首長部局と教育委員会との連携を円滑に進めることが期待される。

(イ)社会教育委員

- 社会教育委員は、社会教育法において社会教育について教育委員会に助言等を行う者として都道府県・市町村の教育委員会に置くことができるものとされており⁸、令和6年度現在、全国で約1.8万人発令されている。しかし人材の固定化・高齢化のほか、地方公共団体によっては教育振興基本計画への関与の度合いが低いなど役割が形骸化しているケースがあることや、(ア)で述べた通り、社会教育関連事務が首長部局に移管等されている場合の連携に課題が見られるケースもあることが指摘されている。
- 社会教育人材ネットワークの構築にあたっては、社会教育委員のこれまで積み上げてきた知見や人的なつながりを組み込んでいくことも有効と考えられる。
- 社会教育委員に新たに任命された者等に対しては、社会教育に関する施策の動向な

⁸ 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

ど、社会教育委員として必要となる知識等を得られるよう研修等を実施することが必要である。

- そのほか、例えば、社会教育委員自ら調査研究を行ったり、教育委員会に対して社会教育に関する意見を述べたりするなど、積極的な行動をしている社会教育委員などの事例もあるが、一部の地方公共団体の取組にとどまっており、そうした取組が全国的に広まることが期待される。
- 社会教育委員の一部について公募制の導入や社会教育士の取得者の登用などの選任上の工夫や、社会教育委員による現場視察の実施や議論型委員会への転換などの運用上の改善の検討も必要である。
- 国においても、こうした優良事例について周知を図ることにより、各地方公共団体における取組が進むよう支援していく必要がある。

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- 社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、社会教育主事の養成を前提として検討された現在の講習・養成課程の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

① 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

(講習の科目構成等)

- 現行の講習内容については、例えば「社会教育経営論」に含まれる行政担当者の実務的な内容等のように、社会教育士にとっては学習の優先度が必ずしも高くはないと考えられる内容もある。他方で、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」や「社会教育経営論」の上記以外の内容については、概して、社会教育主事だけでなく社会教育士にとっても必要なものと考えられる。
- 仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。さらに、社会教育士を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重である必要があることや、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、総単位数は現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、参加の促進や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

(講習の役割と社会教育主事・社会教育士との関係)

- 講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身に付けることにとどまらず、教える

側と教えられる側という二分論ではなく共に学ぶといった教育観等を身に付ける場として、重要な役割を担ってきた。さらに、講習で受講生相互の関係を構築できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしていることに大きな意義がある。

- さらに、今後、社会教育主事を中核として社会教育士をはじめとする社会教育人材ネットワークにより社会教育を推進していくことも考慮すれば、社会教育主事の発令予定者が、様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とし、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計とした上で、今後実施される新たな講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。
- 上記の制度設計を前提としながら、各科目の内容については、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育士の活躍支援が社会教育主事の業務の柱の一つとなること等を踏まえて見直しを行うこととする。あわせて、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展や受講の利便性の向上等を図るほか、社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的な講習（(5)で後述）等を広く推奨することにより、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図ることとする。

（社会教育主事の研修）

- 社会教育主事の発令予定者にとって、講習・養成課程の修了はあくまで社会教育主事の出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じて更に資質向上を図ることが期待される。社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。
- 必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、地方公共団体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の地方公共団体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県が社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

（具体的な検討に当たっての方向性）

- 各科目の具体的内容の検討に当たっては、講習はグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して、共に学ぶという教育観を身に付ける場であることを踏まえる必要がある。また、参加者が日々の職務等の実践を講習の機会に振り返り、実践の意義や課題について検討するなど、実践と省察の往還に資する演習等の要素の充実が図られることが望まれる。
- 社会教育主事や社会教育士には、民主主義や地域住民自治の醸成、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現につながるよう、Ⅱ（2）で示した社会教育

の特長が十分に発揮できる教育活動等を企画・実施することが求められる。

- 社会教育主事や社会教育士に求められる能力として、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力が必要であることは、これまでと変わるものではないが、これらの能力を技術的な側面のみから捉えるのではなく、前述の社会教育の特長との関係や、社会教育主事や社会教育士が活躍する実際の場面等との関係を踏まえて捉えることが重要である。
- 社会教育の役割についてはこれまで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の3つの観点から捉えられてきた。このことは、社会教育が関わる領域が個人レベルから社会レベルまで多様な層を含んでいることを示している。社会教育人材を養成する科目の具体的な内容についても、例えば、「学びを促進する」、「学び合い・つながり合う協働的な場や集団をつくる」、「自律的・継続的な活動の仕組みをつくる」というような、多様な層の広がりや関係性等を踏まえて検討することが求められる。
- また、社会教育人材ネットワークに関する内容、社会教育士として活動する際にも関係が深い社会教育行政に関する内容、障害者や外国人等を含む誰もが参加できる共生社会の実現に関する内容等を重視すべきであることにも留意する必要がある。
- 今後、講習や社会教育士の位置付けを見直す際に、講習の呼称についても、例えば「社会教育講習」のように、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になる呼称とすることが適当である。

② 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

(多様な者が受講しやすい環境の整備)

- 社会教育を行う者としては、従来の公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきたが、今後、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、地域とのつながりが深い民間企業等で社会教育の素養を生かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍促進が期待される。
- 地域では自治会役員、民生委員、消防団員等のほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取組を行う RMO など、多様な主体が地域課題の解決に取り組んでおり、その活動は社会教育と密接に関わっている。
- こうした者が講習に参加しやすくなるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境を整備することが必要である。
- 受講のしやすさの向上や社会教育人材の裾野を広げる上で、講習の科目と代替しうる研修等の大臣認定を更に促進することが期待される。導入的講習(Ⅲ 1 (5) 参照)のうち社会教育に関連のある研修等のうち一定水準を満たすものについては、大臣認定学修として講習科目との代替の可否を検討することも考えられる。このほか、科目の単位数を細分化することにより、他の学修との単位互換や分割履修により柔軟に対応できるようにすることも考えられる。

(講習の受講資格の見直し)

- 社会教育人材を中核とした推進体制の充実を図る上では、多様な分野で活動する社会教育士を育成・確保していくことが不可欠である。この観点から、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司の実務経験や RMO の活動経験などの他分野における実務経験等を、新たな受講資格として認めることが考えられる。
- なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の可否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえて更に検討することも考えられる。

(社会教育に従事する者の講習の受講促進)

- 社会教育主事の発令に際しては、あらかじめ計画的に養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすることのほか、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことなどが求められる。
- 社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。
- また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講した成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各地方公共団体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。

③ 養成課程の見直しについて

(養成課程の見直しの基本的な方向性)

- 現在の養成課程は、実務経験を持たない学生が課程修了後に 1 年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されているが、今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程でもあること等を踏まえて見直しを行う必要がある。その際、講習の見直しの方向性を踏まえて、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な枠組みとすることが適当と考えられる。
- 今後の養成課程は、実践力の向上を図るとともに、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成できるよう、地域における実習等を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域資源を発見・活用する視点を持てたりするようなものとなることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。
- また、学校と地域の連携・協働の重要性が高まる状況を踏まえれば、将来教員となる学生が社会教育士の専門性を身に付けることも期待され、教員免許制度の見直し

の一環で教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。

- 社会教育士を有する教員の増加は、社会に開かれた教育課程の実現や学校と地域との連携・協働の推進に向け、総合的な学習・探究の時間等の教育活動や地域学校協働活動⁹の充実が進むだけでなく、社会教育主事の確保や配置率向上にも資すると考えられる。

(科目構成等の見直し)

- 養成課程の科目構成は、社会教育士に求められる能力・専門性との関連性や想定される活動分野等を踏まえて見直すとともに、単位の実質化を図りながら、単位数を精選する必要がある。同時に、学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性を発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。
- 講習科目同様、「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大卒においては現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後実施される新たな講習の内容と併せて検討していく必要がある。
- 「社会教育実習」(必修)については、実践と省察の往還を通じて高い実践力を身に付け、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、事前・事後学習等の時間を十分に確保し、省察としての振り返りの機会を充実するため、単位数を1単位から2単位へ増やすなど、内容を見直すことが考えられる。
- また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びの振り返りや総括、グループ討議や事例研究等を通じて、学生同士が知識や経験を共有し、大学での学修内容を生かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習(仮称)」を必修科目として新設することが考えられる。
- 「社会教育総合実践演習(仮称)」の内容を踏まえると、2単位程度の学修が必要と考えられる。一方で、選択必修科目において総括的な演習を行う大学があることも考慮し、「社会教育総合実践演習(仮称)」を2単位又は1単位、選択必修科目を2単位又は3単位として、これらの合計単位数を4単位程度とすることが考えられる。
- 「社会教育特講」は、社会教育主事として幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解できるように幅広い科目を設定可能なものとして設けられているものである。一方、社会教育士は、自らの職業や取り組む地域活動に関連した専門性を生かした活動を行うことが主として想定される。それぞれの専門性を生かせる

⁹ 地域学校協働活動とは、放課後子供教室、登下校の見守り活動や学校支援ボランティア等、社会教育法第5条第2項に規定する地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことである。

社会教育士を養成するためにも、「社会教育特講」について、学生が自らの専門分野と関連性が高い科目に集中して取り組むこともできるように、単位数を調整することが考えられる。今後、「社会教育実習」(必修)の見直しにおいて事前・事後学習等の時間を十分に確保することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになることや、「社会教育総合実践演習(仮称)」において、「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他学生との知識・経験を共有できることで様々な現代的課題に対する理解を深められることから、学生の負担も考慮し、「社会教育特講」の単位数を8単位から4単位程度へ縮減することが適当と考えられる。

- 養成課程の総単位数は、現行より2単位少ない22単位程度を想定し、今後、具体的内容については、専門的見地からの検討に委ねることとする。その際、各大学がそれぞれの実情に応じて履修年次や内容について柔軟な開設ができるものとなるよう留意すべきである。

④ 今後更に検討が求められる課題

- 上記の講習・養成課程に関する基本的な方向性を踏まえ、今後は各科目の具体的内容、単位数、受講資格の見直し等について専門的見地からの検討を進める必要がある。また、これからの社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえ、科目名称を見直すことも考えられる。
- 社会教育士の取得促進と多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前の学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等の適切な評価の在り方について検討することも期待される。その際、講習が社会人として一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意する必要がある。
- 今回の社会教育主事・社会教育士の養成の見直しを受け、まずは、社会教育人材の裾野が広がるとともに、継続的な研修や社会教育人材ネットワークの整備等により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成することなどについて将来的に検討することも考えられる。

(4) 社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

(継続的な研修の機会等の必要性)

- 講習・養成課程の修了は社会教育主事・社会教育士としての出発点であり、その後も現職研修や実務経験を通じて継続的に資質向上を図ることが期待される。事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりしながら、自らの実践を省察する重要な機会であることに加え、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。
- 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増

加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要である。

- 都道府県のみならず、社会教育関係団体等による既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、自身が実施する研修も含めて体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することが重要である。

(社会教育人材ネットワークの構築等)

- 社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有したり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりするような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要である。
- 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各地方公共団体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要である。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが、多様な取組に関する情報共有を図るときに相互の資質向上や活躍の場の拡充に資することから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当である。
- 地域に存在する社会教育士の実態すら網羅的には把握されていないという課題があることから、社会教育人材ネットワークの構築に当たっては、まずは都道府県による社会教育士の情報の集約・集積等が必要である。
- 都道府県は、単に社会教育士の名簿等を管理するだけではなく、社会教育士の資質の向上はもとより、社会教育士同士のつながりを維持するためにも広域的な研修の機会を継続的に提供していくことが重要である。なお、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。
- 社会教育人材ネットワークは、都道府県単位のものの他にも全国規模、地域単位、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。さらに、こうしたネットワーク同士が交流することで、それぞれの活動の充実につながるものと考えられる。
- 社会教育人材の活躍の促進を図っていくためには、こうしたネットワークによる情報提供やつながりづくりだけでなく、都道府県や市町村が、社会教育士等による自主的な活動をその範囲等に応じて適切に支援していくことも求められる。
- 国は、社会教育人材ネットワークに関する取組を始め、社会教育の振興に関する地方公共団体における取組を支援するため、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県や市町村の社会教育主事との連携を強化することも重要である。

(社会教育人材の活躍の場の拡大)

- 社会教育人材の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいえるべき重要な課題である。特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行った

り、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士を取得することが強く望まれるところであり、行政においても、例えば、社会教育士を有する職員については、公民館主事への異動等において、一定の配慮をすることも望まれる。

- 公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画事業を通じて、地域住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は大変有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、地方公共団体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

(5)社会教育の裾野を広げるための方策

- 社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。その実施に当たっては、受講者の負担軽減を考慮し、短期間・オンラインによる履修が可能なプログラムとすること等の工夫も考えられる。
- 導入的講習としては、例えば、各地で展開されている社会教育に関する入門的な研修や、多様な領域で行われている社会教育に関する研修等が想定される。実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している地方公共団体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの地方公共団体における取組を促進することが重要である。
- また、各地域の大学や教育委員会が実施する際に、各実施機関の特色に応じた強みを出すことができると、全国各地で多様な人材を輩出することにつながることを期待される。
- 導入的講習の受講を促進するため、動機づけの一つとして、一定の水準を満たす講習については、講習の科目との代替の可否について検討することも考えられる。全体的な制度との関係も考慮する必要がある、具体的な制度設計については更に専門的見地からの検討を進めることが必要である。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1)社会教育施設・団体等

① 公民館

（求められる役割）

- 公民館は地域における社会教育の中心となるべき施設であり、近隣の図書館や博物館等と緊密に連携・協働し、それぞれの社会教育施設の強みを生かしながら、一体となって地域における社会教育の振興を図っていくことが望まれる。

- 公民館の運営に際しては、今後の社会教育の在り方を踏まえ、地域住民にとって敷居が低く、だれもがフラットに関われるような、いわば「地域の縁側」として、多様な主体が交流し、そこから新たな活動が生み出されるような場となることを目指していくことが望まれる。
- また、公民館の多くは地域の指定避難所等となっており、災害発生時には、地域の防災拠点としての役割を果たすことも求められる。
- こうした観点に加えて、地域を将来担っていく子供・若者にとって公民館が身近な存在となることの重要性を踏まえれば、例えば、これまでの利用者の多くが成人や高齢者であったものから、子供・若者向けのスペースを設けて放課後や休日の居場所としての機能を強化したり、デジタル環境を整備したりする等、子供や若者にとっても魅力的で利用しやすい環境づくりを進めていくことが求められる。さらに、その結果、子供から高齢者まで多世代の居場所となり、公民館を拠点にして地域の多世代の交流が促進されるようにしていくことも重要である。
- また、従来の館内で行われていた講座のように「集めて学ばせる」という発想だけでなく、「集まっているところに学びを醸成する」という発想に立ち、例えば民間商業施設等に出向いて行う講座を企画してみるなど、取組の幅を広げていくことも重要である。
- 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、地域の一員として他の地域住民とともに様々な活動に参画できるようにするため、支援や交流を充実していく場としての役割が期待されている。例えば、高齢者、障害者、外国人等と交流したりする活動を公民館で実施するなど、今後の公民館は、共生社会の実現に資する社会教育の実践の拠点として、その機能を充実させていくことが重要である。
- 社会や産業構造の変化が激しい今の時代においては、リ・スキリングも含めたりカレント教育の重要性が高まっている。社会人になってからも学びを継続する上では、学習の習慣があることや共に学ぶ仲間がいることも重要であり、公民館等の社会教育施設での学習活動等への参画は、必要なスキルを学ぶ機会を得るということだけでなく、そうした観点からも重要である。
- なお、名称や所管に関わらず、地域において社会教育の機能を果たすことが期待されるコミュニティセンター等の施設についても、社会教育主事等の専門的知見を施設運営に生かせるよう、社会教育の担当部局と適切な連携を図り、これらと同様の役割を果たせることが期待される。

(運営体制の充実)

- 公民館が前述の役割を果たしていくためには、そこに配置される職員に社会教育人材としての高い専門性が求められる。そのため、公民館主事に社会教育士を任用することを促進することなどにより、各公民館への社会教育人材の配置を促進していくべきである。また、一部の地方公共団体では、公民館について指定管理者制度を導入しているところもあるが、その場合には、指定管理者が雇用する担当職員についても

同様に社会教育士であることが望まれる。また、例えば、地方公共団体職員の中で社会教育士である者については、その専門性を生かすために公民館で働く機会を与えたり、あるいは、公民館で社会教育士としての専門性を生かして働くことを希望する者には、複数の公民館での経験を積めるような人事上の配慮をすることで専門性を一層高められるようにしたりするなどの人事上の配慮も望まれる。

- 公民館を地域課題の解決や多様な学び・交流の拠点として充実させていくため、公民館運営審議会において、各種事業の企画・実施について審議のみならず、例えば、地域住民ニーズや地域の実情を踏まえた運営方針の審議や事業評価・改善を行うことなどにより、公民館運営の質の向上を支えることが期待される。
- 公民館における民間企業との連携に関しては、公民館における営利事業を禁ずる現行規定を過度に厳しく解釈し、連携に消極的になっている場合が見受けられるとの指摘がある。このため、実際の事業や連携の目的や内容を踏まえながら、地域の実情等に応じて実施の可否を適切に判断できるようにすることも含め、必要な事業や連携を円滑かつ柔軟に行えるようにするための方策を検討するべきである。
- さらに、社会教育施設と他の公共施設との複合化は、既存の社会教育施設がその地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしていることを十分に考慮する必要があるものの、効率的な財政運営や利便性向上の観点とともに、多様な地域住民が集うことを促進する上で有効な手法の一つと考えられる。
- 公民館の貸館機能は、地域住民の主体的な活動の場が各地域で保障されているという点で有意義なものであり、公民館の重要な役割の一つとして引き続き維持していく必要がある。ただし、貸館業務はあくまで公民館機能の一部であり、それだけに偏ることなく、多様な主体が交流し、つながることで、更に地域課題の解決に向けた新たな学びや取組へとつながっていくよう支援するという、公民館の本来の役割を重視した運営が求められる。

② 青少年教育施設

(求められる役割)

- AI等のデジタル化の進展や少子化、人間関係の希薄化は、青少年の直接的な体験活動の機会の減少をもたらしており、地域で青少年を育てる環境を整備する観点から、学校教育以外にも、多様性のある豊かな体験活動の機会の充実が必要である。そのような中、良質な体験活動機会を青少年に提供する青少年教育施設の重要性は、これからの社会を生きる上でますます高まっている。
- 体験活動は、幼児期から身近な生活環境・自然環境を楽しむ活動を推進するなど、発達段階に応じて適切な活動に参加することが重要である。特に、集団での野外活動や宿泊体験などの体験活動では、他の人と協力し合って課題を解決していく力、ひいては人生を生き抜く力を養うことにもつながると考えられる。そのため、青少年教育のナショナルセンターである国立青少年教育振興機構には、それぞれの発達段階にふさわしい体験活動のプログラムの開発や普及が期待される。

- その際、青少年の生活においてもデジタルが身近なものとなっていることを踏まえ、体験活動においてデジタルを一方的に排除するのではなく、むしろデジタル技術（間接・疑似体験）も併用することで、直接体験とデジタル技術の相乗効果により、高い教育効果を発揮しうる体験活動プログラムの開発についても、国立青少年教育振興機構において先駆的な取組を進めることが期待される。
- 各青少年教育施設においては、自然体験等の非日常の体験に加えて、近隣の放課後子供教室や児童館などと連携して身近な環境における体験活動と効果的に組み合わせ、体験活動が青少年にとって身近なものとなるよう推進していくことが求められる。
- また、各青少年教育施設においては、大人が考えた体験プログラムを青少年に提供するだけでなく、青少年自身が自由にやりたいことを考え、自ら実施できるような機会を提供したり、青少年にとっての居場所としての役割を担ったりすることも考えられる。

（運営体制の充実）

- 各青少年教育施設は、従来の運営にとらわれない柔軟で創意工夫に富んだ運営を進められるよう、例えば NPO、民間企業、大学、地域団体等との連携・協働を積極的に進め、多様なプログラム開発や人材交流を促進したり、民間事業者のノウハウを生かした共同事業を実施したりすること等が考えられる。これらの取組を効果的に進めるため、社会教育の専門的知識を有する社会教育士を積極的に配置することが望ましい。
- 各青少年教育施設において、青少年を対象にした社会教育事業を企画・運営するに当たっては、青少年の多様な社会的活動への参画の機会を確保するとともに、青少年の意見表明の機会を確保し、その視点や意見を尊重することが必要である。また、青少年の教育・支援に携わる指導者の質の向上の観点から、青少年を権利の主体として捉え、その視点や意見を尊重し、対話を重ねながらともに進めていくという姿勢を持つよう研修等を行うことが求められる。
- 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、各施設同士が連携・協働を進めることに加えて、社会教育士がそれらを連携させる役割を担うことで、更なる有効活用につながることを期待される。
- 体験活動は、自然体験、社会体験、文化的体験などを通じて子供の非認知能力の向上にも資するものである。こうした体験活動が担う重要な役割に鑑み、青少年教育の更なる充実を図っていくべきである。

③ 図書館

（求められる役割）

- 社会教育施設である図書館は、「本を借りる場所」とどまらず、子供や若者、大人、高齢者、障害者、外国人など、多様な地域住民が安心して集い、学び合い、つながることのできる地域の拠点としての役割を強めるべきである。

- 児童・生徒の発達段階を考慮すると、小学校低学年は五感を通じた実体験が重要であり、デジタル化が進展する中、紙の本と触れる機会を創出することはますます重要となる。
- 読書の重要性は広く認識されながらも、1か月に1冊も本を読まない人の割合（いわゆる「不読率¹⁰」）は上昇、あるいは高止まりが指摘されており、社会全体で読書活動を推進する必要がある。子供の頃の楽しい読書体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるとともに、将来、その体験を子供と共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。
- 図書館が、その教育的な機能を果たすためには、読書活動に加え、対話や交流、地域課題の共有などの機能を充実させるなど、地域住民の孤立を防ぎ、共生社会を支える「開かれた公共空間」として再構築していくことが求められる。
- 図書館は館内サービスの充実に加え、地域に出向いて情報収集・提供を行うアウトリーチ活動を積極的に展開することが重要である。例えば、学校や社会福祉施設、子育て支援施設、商業施設などへ出向いた読書活動や学習支援等を通じて、図書館を利用しにくい人々にも学びや情報へのアクセスを保障し、地域全体の学びを支えることが求められる。
- 多様な地域住民が等しく図書館サービスを利用できるよう、アクセシブルな資料・設備の整備や多言語資料の充実、外国語・やさしい日本語の活用等のユニバーサルアクセスの実現に向けた取組を進めることが求められる。

（運営体制の充実）

- 図書館は、学校や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、子育て支援施設、大学、書店、出版社、民間団体等との連携を一層推進し、地域に根ざした読書環境の醸成に取り組むことが求められる。また、子供の読書活動の推進や探究的な学びを支えるため、学校図書館との連携・協働を一層充実させることが重要である。
- 図書館が「地域の知の拠点」としての役割を十分に果たすためには、司書をはじめとする専門的職員の配置充実や専門性の向上が不可欠である。そのため、図書館の設置者は専門的職員の積極的な採用に努めつつ、継続的な研修機会の充実を図るとともに、司書による社会教育士の取得を奨励していくことが望まれる。また、社会教育人材ネットワークを活用するなどして、読書推進人材等の社会教育人材が参画することにより多面的な支援が可能となることから、そうした人材の活用を進めることが望まれる。
- 子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭においても読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働きかけることが重要である。家庭における読書活動に関しては、多様な子供がおり、多様な家庭状況があることに配慮し、

¹⁰ 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）に基づき、「5月1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。

図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。また、本に触れる機会を幼児期から増やしていくためには、絵本専門士を含む読書推進人材等の活用が有効である。

- 図書館においては、子供・若者が自習できる学習スペースや多様な閲覧スペースなどの整備、子供・若者の読書に対する興味や関心を引き出すような各種イベントやサービスの充実などを通じて、子供の読書活動の推進を図ることが期待される。
- 図書館の運営に当たっては、資料の収集・整理・保存の充実に加え、地域住民の学習成果の発表や対話、交流、協働を生み出す場としての機能を強化するとともに、図書館協議会等を活用しながら、地域住民ニーズや地域課題を踏まえた運営方針の検討や事業評価を行い、図書館サービスの質の向上につなげていくことが期待される。

④ 博物館

- 博物館は、資料の収集・保管・展示・調査研究を通じて多様な人々に学びの機会を提供するとともに、市民同士の交流や対話、市民による創造的活動を促し、地域への理解や愛着を深める場としての役割が期待される。
- さらに、福祉や健康、教育や産業といった他分野との連携により、地域の活性化、文化観光やまちづくり、様々な社会的課題の解決などに資する開かれた拠点としての役割を果たしていくことが求められる。
- また、令和元年度の第9次地方分権一括法により可能となった博物館の設置管理の首長部局への移管に際しても、引き続き博物館が社会教育施設としての役割を十分に発揮し、また学校教育とも連携できるよう、教育委員会と相互に協力していくことが必要である。

⑤ 社会体育施設

- 社会体育施設は、人生100年時代において、気軽にスポーツに親しめる場であることから、地域住民が将来にわたって健康で活躍できる素地を育む場であるとともに、地域の多様な人々が集い、交流する場、また地域の防災拠点として重要な役割が期待される。
- 社会体育施設の整備に当たっては、地域住民のスポーツの機会を確保するとともに既存の施設の老朽化や気候変動等に対応するため、学校施設や他の公共施設との複合化・集約化、屋内化、管理の外部化等が求められており、少子高齢化等の社会変化の中でも持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保することが重要である。

⑥ 社会教育関係団体等

- 社会教育関係団体は、それぞれの団体の設立の目的に従って組織的な教育活動を展開し、人々の成長を支える学びの機会を提供してきており、今後もその役割を果たしていくことが期待される。他方で、団体の運営に携わる者の高齢化に伴う後継者不足や参加メンバーの固定化など、運営上の課題を抱えている団体も見られる。

- こうした状況を踏まえると、例えば、PTA や子ども会などの子供に関わる社会教育関係団体については「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、運営方法の透明性を確保するとともに、各教育委員会との連携を強化し、地域学校協働活動への参画を進めるほか、子ども会については若者のボランティアの協力による保護者の運営業務の負担軽減等を通じ、活動の活性化を図ることが考えられる。
- 家庭教育支援については、地域において主体的に家庭教育支援を担う家庭教育支援チーム等によって担われており、これまで国においても登録制度による支援等を行ってきた。今後、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景とした子育て世帯の孤立などの現状に鑑み、不安や悩みのある家庭への支援にとどまらず、社会教育の枠組みを通じて、学校教育はもとより、福祉・地域づくり等の幅広い他分野との連携を進めていくことが必要である。

(2)社会教育と連携してきた施設・団体等

① 学校

(学校と地域の連携・協働の推進)

- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供を育む「地域とともにある学校づくり」の必要性が高まっている。
- その基盤であり中核となるコミュニティ・スクール¹¹は、平成 29 年に学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となって以降、着実に増加し、令和 7 年 5 月現在、公立学校の 64.9% (22,009 校) に導入されている。その一方で、地域間や学校種間で導入率に差が生じているという課題がある。また、形式的な協議会運営等により制度趣旨が十分に実現できていないケースもあるとの指摘がある。そのため、国においては、地方公共団体と協力して導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的に取組を進めていくことが求められる。
- 地域と学校が協働して行う活動は、次世代の担い手となる子供にとって、地域・社会との多様で豊かな関わりや体験・経験を通して大きな学びや成長が得られるものであるだけでなく、地域にとっても、次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながるものとしての意義も大きい。このため、各地方公共団体においては、多様な地域学校協働活動をより一層推進し、コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化していくことが必要である。
- 高校段階における探究的な学習を実施していく場合においても、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、多様な主体との連携・協働を進めることで、シビックプライドや地域への愛着を効果的に形成していくことが重要である。
- また、学校において児童生徒の多様性を包摂していく必要性が高まっていることか

¹¹ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会を置く学校をいう。学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。平成 29 年 3 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

ら、教育と福祉が連携し、様々な状況にある地域の人々と関わる中で、多様な価値観に触れる機会や、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、地域福祉を学ぶ機会等を学校教育や地域学校協働活動の場で設けることなどにより、子供の頃から「共に生きる力」を育む教育を推進することが期待できる。

- 地域と学校の連携・協働を進め、地域での子供の学びや体験活動等の充実を図るためには、教育委員会において地域学校協働活動推進員の配置・活動の充実を図るとともに、各学校と地域の連携や子供の学びや体験活動等の実施に係る調整業務等を担当する職員の配置を進めるなどの体制整備が必要である。その際、これらの人員については社会教育の専門性を有する者を充てることが望ましい。
- 地域学校協働活動推進員には、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められる。このことから、取組の質向上を図るための継続的な研修の実施や社会教育士の取得促進、人材育成のための仕組みづくりなど、教育委員会による伴走支援が必要である。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、国及び地方公共団体において必要な支援を行うことが必要である。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校教育と社会教育の連携による教育の充実に資するだけでなく、地域住民が社会教育と出会い、社会教育に参加するきっかけとして有用である。
- 一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘されており、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫をすること等により、持続性を高めることが必要と考えられる。

（放課後等の学習・体験活動の充実）

- 地域との関わりを含む多様な体験や経験は、子供の興味・関心や問題意識を生み出す基盤となるものであり、その重要性は増している一方、学校外の体験機会について、家庭の経済状況による格差が生じているという調査結果もある¹²。こうした課題に地域全体で取り組むために、放課後や長期休業期間等において、全ての子供に対し、多様で質の高い学びや体験が得られる環境を整備する必要がある。その際、学校運営協議会制度を活用するなどして、学校の教育課程における活動との連携を図りながら、子供の興味・関心に応じた探究活動等の取組を行うなど、放課後等の活動の高度化・充実を図ることも重要である。
- また、現在取組が進められている学校部活動の地域展開等を踏まえ、地域においては、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが求められる。そのため、各地方公共団体では、幅広い関係者との連携・協働の下、主に公立中学校等を対象として、部活動の地域展開等の円滑な実施に向けて包括的

¹² 「子どもの「体験格差」実態調査最終報告書」（令和5年7月4日公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン発行） p. 20 参照

な企画・調整を実施し、生徒の活動機会が地域において確保できるよう努める必要がある。その際、希望する教師等の兼職兼業による指導や、学校施設等の有効活用、必要な情報共有など、学校との連携が求められる。また、学校段階のみに限らず、幼少期から子育て・働き盛り期も含め、ライフステージに応じて運動・スポーツに親しむことができる環境づくりも重要である。

② 高等教育機関

- 大学等の高等教育機関は、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などの役割を果たしていくことが期待される。
- また、大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であるため、広域にわたって人材活用ニーズに対応した貢献も期待される。
- 一方、講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られる。しかし、社会教育人材養成の重要性や、社会教育分野における地元の地方公共団体や地域の関係機関等との連携は大学の地域貢献としての意義も大きいことに鑑み、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制の担保など、必要な社会教育の教育研究体制の維持・充実が望まれる。
- 折しも、現在、教員養成課程の在り方の見直しに向けた審議が進められていることを踏まえ、教員を志す学生が身に付けることが求められる「強み」や「専門性」の重要な柱の一つとして、社会教育が位置付けられるよう、各大学において教員養成課程と社会教育主事・社会教育士の養成課程の連携を進めることも重要である。
- また、社会課題の解決に向けた社会教育の有用性などについて高等教育機関と行政が連携して研究したり、その成果の普及を図ったりすることで、社会教育の意義に対する正当な評価を得られるよう努めることも重要である。

③ 地域運営組織(RMO)

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、地域社会における生活支援機能や共助機能の低下が課題となる中、地域住民が主体となって課題解決に取り組む体制の構築が一層求められている。このような状況において、RMOは、地域課題の把握・共有を行う協議機能と、それを具体的な活動として実施する実行機能を併せ持つ枠組みとして、地域づくりの基盤を担う重要な存在である。RMOは、公民館活動を基盤として発展した団体や、公民館、図書館等の社会教育施設を活動拠点とする団体が一定数存在しており、構成団体を見ると、RMOの約4割にPTA、約3割に子ども会が参加しているなど、社会教育と密接な関係を有している。また、RMOの中には、自ら社会教育活動を実践し、新たな地域の担い手の育成に取り組んでいる団体も存在する¹³。今後、

¹³ 例えば、山形県川西町吉島地区を拠点に、生涯学習、社会教育事業、地域づくり事業、環境保全事業、産業創造事業等幅広く地域活動に取り組むRMO「NPO法人きらりよしじまネットワーク」は、教育部会の取組のひとつとして社会教育を位置付けており、コミュニケーション・企画力・ファシリテーション等を学ぶ独自の研修プログラムを

RMO の活動を更に持続的かつ発展的なものとするためには、単に組織を整備するのみならず、地域住民の主体性や当事者意識を高め、参画を促す取組が不可欠である。

- 社会教育は、学びと対話、協働的な活動を通じて人と人とのつながりを育み、地域課題を自分事として捉える意識や行動を引き出す機能を有している。このため、社会教育の視点や手法を RMO の活動に取り入れることで、地域住民の認識や態度の変容を促し、地域課題の解決に向けた主体的かつ継続的な活動を生み出すことが期待される。特に、合意形成やファシリテーションといった社会教育を展開する際に用いられるスキルは、多様な主体が参画する RMO の運営において、RMO が設立された後の地域課題や地域住民ニーズなどの変化を察知し、活動内容や組織運営に反映することにより、「地域の実情に合った柔軟な最適化による地域づくり」を進めていく上でも不可欠な要素である。
- また、社会教育士等の社会教育人材が RMO の活動に参画し、地域住民同士の対話や学び合いの場をコーディネートすることにより、地域内における信頼関係や協働関係の構築が促進されることが重要である。このように、社会教育人材の育成と活躍の機会の確保の連携を進めることにより、地域の実践を担う人材が社会教育の専門性を身に付け、再び地域活動に還元することを通じてより多くの者に社会教育の有効性の認知と手法の理解が広がり、地域活動に携わる者の資質の向上が図られるというような、人材の育成と活用の循環が形成されることが期待される。
- さらに、RMO は、学校、社会教育施設、福祉団体、民間企業等と連携し、社会教育で学んだ内容を生かして地域の課題解決を行う、学びの「実践の場」としての特性を有している。こうした特性を踏まえると、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、公民館をはじめとする社会教育施設等との一体的な取組や密接な連携を図ることにより、地域内において、育成から実践、地域への定着に至る人材の循環を育むことが可能となると考えられる。また、こうした循環の中で生まれる地域における他者とのかかわりや対話は、子供や若者にとって、地域への理解を促進するとともに、様々な地域住民とのつながりを構築するきっかけになり、地域のイメージを向上させる効果もある。このように、子供から高齢者まで多世代が関わる学びと実践の機会が創出されることにより、地域づくりの将来における担い手育成にも資する環境の構築が期待される。
- RMO と社会教育は、それぞれが地域づくりにおいて重要な役割を担うものであるが、両者を連携・一体的に推進することにより、地域コミュニティの基盤をより強固なものとするのが可能となるとともに、RMO 自体が人材育成と地域課題への対応を担う社会教育の主体そのものとして機能することも考えられる。そのため、社会教育の視点を取り入れた RMO の形成・運営を推進するなど、地域住民の主体的な参画を支える基盤の整備を図ることが重要である。具体的には、既に事例も多く見られるが、地域の学びと交流の拠点として長年にわたり地域に根ざしてきた公民館の活動を

実践することにより、地域の若者等を地域経営の一員として育てる取組を実施している。

RMO へと発展させる取組を更に推奨することや、既存の RMO に「教育部会」を設置すること等により社会教育機能の充実・拡大を図ること、RMO と社会教育が別の団体で実施されている場合は組織を統合するなど、地域の自主性にも配慮しつつ、双方向の連携を一層強化することが求められる。

- こうした RMO と社会教育との連携を含め、地域の主体性を生かした地域づくりのための取組は互いに高い親和性を有することから、総務省と文部科学省が連名による通知¹⁴を発出しており、今後もその一体的な推進が求められる。また、RMO の活動と社会教育士とを結び付けるための情報提供等を通じて、関連施策の連携を一層強化していくことが求められる。

④ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO・民間企業等

- 地域における社会教育の担い手としては、地域づくり活動の分野などで広がりを見せている NPO や民間企業等の関係団体も挙げられる。こうした NPO 等の活動の中には、ウェルビーイングの重要な要素である社会的な良好な状態の実現に資するものも多い。こうした団体の目的や理念等が尊重されるべきことは言うまでもないが、その専門性の高さや行政サービスが届かない分野における丁寧な取組により、行政との相互補完の役割を果たしていることも踏まえた上で、これまで以上に連携を強化していく必要がある。
- 地域に関連する NPO の担当者等による社会教育士の取得を促進することは、社会教育行政との連携を強化したり、他の社会教育士とのネットワークを強化したりすることにつながり、活動の質的・量的な充実に資することが期待される。
- 一方で、行政と連携する場面等において、「NPO は無報酬のボランティア団体である」との誤解が見られるとの指摘もあるが、その専門性を適切に評価し、活動を持続するためにも適正な対価を得ることが必要であるという認識が広まっていくことが重要である。
- NPO 等が継続的に人材を確保・育成していくためにも、行政からの業務の受託や協定の締結を行う際に、NPO 等の人件費や運営費が適切に積算されるようにすることなど、活動の持続に資する対応を、個々の地域ごとの実情に応じた適切な形で実施していくことが求められる。
- また、NPO 等の関係団体と、行政・企業・支援者の間に立ち、情報・資金・人材・場所などの資源を仲介・提供し、活動の円滑化や団体の育成を支援する「中間支援機能」やその役割を果たす「中間支援組織」も、NPO 等の活動を円滑かつ持続的に行えるようにする上で極めて重要である。

(3) 今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

① 首長部局(地域づくり、福祉、防災、共生社会推進等)

- 地域づくり、福祉、防災、共生社会推進、高齢化、環境等の分野においては、地域

¹⁴ 地域づくりに資する関連施策の一体的推進について（令和 8 年 5 月 28 日付け関係省庁連名通知）

住民同士のつながりや相互理解、主体的な参画が施策の実効性を左右する重要な要素となっている。そのため、首長部局が進める各種施策についても、社会教育の視点を取り入れながら推進していくことが重要である。

- 例えば、地域づくりの分野においても、地域住民が地域課題を自分事として捉え、多様な主体と協働しながら活動することが求められている。こうした取組を進める上では、地域住民の主体性や当事者意識を育む社会教育の役割が重要となる。
- また、福祉分野においても、高齢者や障害者、外国人等を含む多様な地域住民が地域社会とのつながりを持ち続けるためには、交流や学びの機会を充実させていくことが重要である。
- さらに、防災分野においては、平時からの地域住民同士の関係づくりや学び合いを積み重ねておくことが、緊急時の避難や避難所運営、復旧作業などにおいて、性別や年齢、障害等の有無など、様々な社会的状況を踏まえて災害に対応する共助体制の基盤となる。
- 環境の分野についても、身近な環境保全活動を通じて地域に対する参画意識を育み、地域住民同士のつながりを形成してきた実績も多く、引き続き取組が進むことが重要である。
- 特に、地方では、若者の都市部への流出が課題であることから、地方公共団体の産業振興部局と社会教育の担当部局が連携して、子供や若者が地域の企業やそこで働く人々と関わることを通じて、地域産業に関する理解を深めたり、地域への愛着や誇りを持てるようにしたりすることにより、若い世代の地元への定着を促し、地域社会の担い手を増やしていくことにつながると考えられる。
- また、文化、スポーツの分野の事務については、首長部局が所管していることもあるが、その取組が社会教育の要素を持っていたり、活動の場として公民館等の社会教育施設が利用されたりすることも想定される。こうした関連性も踏まえ、教育委員会と首長部局において、より充実した取組の実現に向けた連携・協力を行うことが重要となる。
- このように、社会教育を中心とした取組に限らず、それぞれの分野の主体が社会教育分野の良さを取り入れることにより、各分野の取組の充実や、地域住民の認識や行動を主体的に見直すことによる地域課題の根本的な解決につなげることが可能である。こうしたことを踏まえれば、教育委員会と首長部局が連携し、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材が、各分野の施策形成や実践の場に積極的に関わることを通じて、地域コミュニティを基盤とした施策の推進を図ることが期待される。そのためにも、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材の配置を促進することが重要となる。

② 社会福祉法人等

- 人口減少や高齢化が進行する中、社会福祉法人をはじめとする地域課題に密着した活動を継続的に行っている団体は、持続可能な地域コミュニティの形成においてそ

の役割が増しており、地域住民の日常生活を支える重要な主体の一つとなっている。

- 社会福祉法人等は、高齢者、障害者、生活困窮者等が地域社会の一員として自立した日常生活を営むために必要な健康増進等に関する支援だけでなく、共生社会の実現に向けた公益的な取組の一環として、地域住民との交流や居場所づくり、学びの機会の提供等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献していくことが期待されている。
- 例えば、障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等においては、障害者の余暇や生涯学習の支援のために、公民館等の社会教育施設と連携し、社会教育を通じた共生社会に向けた学びの機会の充実に貢献していくことが期待されている。
- このため、こうした団体等と地域の社会教育施設、社会福祉協議会、NPO、地方公共団体等が連携・協働し、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することで、多様な地域住民が支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現につながることを期待される。

③ 上記以外の NPO・民間企業等

- 地域社会における課題が多様化・複雑化していること等を踏まえれば、これまで社会教育との関わりが必ずしも強くなかった NPO や民間企業、各種の団体等¹⁵⁾についても、地域コミュニティを支え、地域に対する誇りを育む新たな担い手となっていくことが期待される。特に、地域住民との接点を有する企業や、多様な社会課題に取り組む NPO 等が、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することにより、人と人とのつながりづくりや地域課題の解決につながることを期待される。
- 民間企業においては、地域貢献活動や CSR¹⁶⁾活動にとどまらず、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる CSV¹⁷⁾活動が広がっている。例えば、商業施設、金融機関、交通事業者、通信事業者をはじめとした多様な民間事業者等、地域住民の日常生活と密接に関わる主体が、学びや交流の場づくりといった地域活動に社会教育の一環として取り組むことは、そうした活動の質を高めることに加え、働く世代や若い世代に対する社会教育の裾野を広げる観点からも重要である。
- また、NPO や民間企業は、行政とは異なる柔軟性や専門性、機動力を有しており、地域課題に対して先駆的・実践的な取組を展開している例も多い。こうした主体と社会教育の関係者や関係機関等が連携・協働することで、多様な地域住民の参画を促し、地域における新たな学びや活動の機会を創出していくことが期待される。
- その際、社会教育士をはじめとする社会教育人材が、NPO や民間企業等と地域住民、行政等との橋渡し役となり、多様な主体による協働を支えていくことが重要であ

¹⁵⁾ 例えば、地域の職業団体、ジュニア・リーダー、ユース・リーダー、地域で労働教育に取り組む労働組合など

¹⁶⁾ CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) とは、企業が法令遵守や利益の追求にとどまらず、環境保全、人権尊重、地域貢献、適正な労働慣行などに配慮しながら、社会の持続可能な発展に貢献する責任を果たす考え方をいう

¹⁷⁾ CSV (Creating Shared Value : 共通価値の創造) **とは、企業が社会課題の解決に取り組むことを通じて、新たな事業機会や競争力を生み出し、企業価値と社会的価値を同時に向上させる経営の考え方をいう。単なる社会貢献活動 (CSR) にとどまらず、本業を通じて持続的な成長と社会の発展の両立を目指す点に特徴がある。

る。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1)国

- 各地方公共団体や地域において、社会教育人材を中核とした社会教育の推進体制の整備が円滑に進むよう、国として必要な措置を講ずることが期待される。具体的には、社会教育士の資質向上のため、取得後もその専門性をより高めていけるよう研修等の機会の確保を図るとともに、登録や抹消等が円滑に行える組織体制を整えることが考えられる。また、国において、都道府県等における社会教育人材ネットワークの整備を優良事例の共有等により支援する役割を果たすことが期待される。その際、例えば、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの在り方を見直し、機能を抜本的に強化していくことを検討することなども考えられる。
- 例えば、商業施設内において行う特徴的な取組や、基金等を通じた社会教育活動への継続的支援の取組等を行う社会教育活動を推進する優れた企業を国が表彰するなどして、民間企業に社会教育への関心や参画を高めていくことも考えられる。
- 社会教育の裾野を拡大していくため、各地方公共団体において取り組む際のモデルとなる導入的講習を開発・提供するなど、社会教育の裾野が拡大するような環境づくりを推進していくことも重要である。
- 国においても、関係省庁間でコミュニティ施策に関する連携を図り、社会教育の必要性や有用性に関する認識を共有するとともに、多様な分野で活躍する者に講習の受講や社会教育人材ネットワークへの参加等を通じて地域への参画を促したり、様々な施策の予算に関して政策分野横断的な視点から必要な予算を確保したりしていくことも重要である。
- また、大学等の研究機関とも連携を図り、社会教育に関する研究機能を高め、その成果を地域社会の様々な活動に還元できるような方策を検討することも重要である。
- 社会教育を地域コミュニティ政策の基礎として位置付けていくためにも、社会教育政策の有効性を示すデータの提示や予算の確保が重要である。
- 社会教育士は、一般的にはまだ認知がそれほど進んでおらず、社会教育に関する専門性や活動に対する信頼性を示すものであることが認識されていなかったり、社会教育士を有することがどのように実際の活動を進める上で有効なのか、さらには自らのキャリア形成においてどのような役割を果たしうるのかといったイメージが掴みにくかったりするのが現状である。また、これらに関する具体的な活躍事例の蓄積も未だ不十分であるため、制度の周知と併せて活躍事例の収集・展開を進めることが必要である。
- 社会教育士に関しては、社会教育主事の任用の要件としての位置付けだけでなく、より広い分野や職種においてその専門性の活用が進むことが望まれる。このため、行政・NPO・民間企業等においてその有用性が評価され、さらには採用等の場面でも社会教育士を有することがより広く評価されるようになることが、活躍機会の拡大の一環として期待される。この点について経済界の理解を得るよう努めたり、好事例の収集・展開などを進めたりしていくことが重要である。

(2) 地方公共団体

- 地方行政の現場では、各地方公共団体における行財政資源の制約により、社会教育行政の予算や人員が縮小されたり、社会教育主事の配置がなされなくなったりするケースもみられ、結果として、社会教育の関連事業が減少したり、様々な分野との連携が十分に図られなくなったりして、社会教育がその役割を十分に果たせない状況が生じているのではないかと指摘もされている。
- 各地方公共団体においては、社会教育が地域コミュニティの形成等を通じて他の行政分野の施策の円滑な実施にも資するものであること等も踏まえながら、社会教育の中核的な役割を担う「地域全体の学びのオーガナイザー」として社会教育主事の配置・活用を進めることが重要である。このため都道府県においては、域内に未配置の市町村がある場合には、配置の有用性について理解を得ながら配置促進を図るべきである。
- また、社会教育主事の配置のみならず、社会教育を担当する部署の職員のスキルアップや施策の推進力向上も期待される。
- さらに、今後の社会教育の推進役となる社会教育人材の活躍促進を図るためにも、社会教育人材ネットワークの構築を各都道府県における社会教育行政の一環として位置付け、広域性を有する都道府県がその中心的な役割を果たしながら、これを推進するべきである。さらに、こうしたネットワークも活用しながら、社会教育士の取得後の継続的な研修等の学びの機会の提供に関し、都道府県は主導的な役割を果たし、市町村と連携しながらこれを進めていくことが期待される。
- 地域づくり活動の分野などにおいてそれぞれの強みを発揮しながら社会教育を担っている民間企業や NPO 等とこれまで以上に連携関係を強化していくことも求められる。また、地域おこし協力隊をはじめとする各種の仕組みも活用しながら、地域づくりなどに必要な人材を各地方公共団体で増やしていくことに努めていくことが求められる。
- 各地方公共団体における社会教育行政の推進においては、教育委員会と首長部局との連携を積極的に図り、社会教育を総合教育会議の議題とするなど、連携して社会教育を推進していくべきである。その際、地域課題の解決に向けた社会教育の有用性や必要性に関して首長の理解を得るように努めることが重要である。

R8. 8. 21 第 144 回中央教育審議会総会の議題について

戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎 勤

各議題に関して、今後の各部会の議論でのポイントとなるべき事項を提示させていただきます。

【議題 1. 第 5 期 教育振興基本計画の策定について（諮問）】

1 GIGA スクールの「質的転換」と自治体の財政的持続性

一人一台端末の整備（ハード面）は完了したものの、実際の授業における活用度や学びの深さには、地域や学校間で依然として大きな差が存在する。また、生成 AI 等の急速な普及に伴い、子供たちが AI に過度に依存して思考力や判断力を失う懸念、情報の真偽を見極める難しさ、自ら考える機会の減少といった新たな課題が生じている。日々進化するデジタル学習基盤を維持・更新していくための財政負担は、地方の教育委員会や学校現場にとって大きな課題となっている。

今後は、単なる端末利用の推進にとどまらず、部会でも申し上げてきたが、AI 等を適切に活用するリテラシーの育成や、教育分野に特化したバーティカル AI の開発・実装環境の整備、さらに、自ら問いを立てて学びを深める「学びの質の転換」をさらに後押しする方針を示していただくこと、また、次期学習指導要領の趣旨を確実に実現するためにも、デジタル学習基盤の維持・更新費用等に対する国による財政支援を計画内に明確に位置づけ、財政保障を確実に担保していただきたい。

2 急増する不登校等への「多様な学びの場」の確保と包摂（セーフティネット）

不登校児童生徒数が過去最多を更新し続ける中、第 4 期で打ち出された「COCOLO プラン」をはじめとする支援体制の整備が、不登校の増加スピードに追いついていないところがある。特別な支援を要する子供や外国人児童生徒の増加など、学校現場が直面する多様化は複層的に進んでいる。

今後は、次期学習指導要領が目指す「一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育」を真に実現するため、校内外教育支援センター等も含めた多様な学びの場の構築と充実を、一時的な取組ではなく持続可能な制度として計画に明記していただくこと、また、多様な価値観を持つ人々が共に生きることが前提に、教職員の負担軽減を十分に鑑みつつ、誰一人取り残されない学びのセーフティネットの構造化を目指していただきたい。

3 教師のウェルビーイング向上を前提とした質の高い教職員集団の確保

これまでに時間外在校等時間の削減目標の設定や指導・運営体制の充実が図られてきたものの、依然として教師不足は解消されず学校現場の深刻な課題となっている。教師の心身の健康や時間の余裕が失われれば、次期学習指導要領の核である授業改善や子供一人ひとりと丁寧に向き合うことにエネルギーを注ぐことができなくなる。

今後は、心身ともに健康で情熱を持った教師こそが教育の質を左右する最大の要因であることを再確認し、教師のウェルビーイングの向上を計画の優先事項（必須条件）に据えていただきたい。また、多様な専門性を有する質の高い教師や支援スタッフ等を安定的に確保・配置し、教師が本来の専門性である授業改善や子供との向き合いに 100%注力できることを目指した実効性ある環境整備を継続して整えていただきたい。

4 地方分権・広域化時代における「伴走型支援」と国からの「応援」の具体化

急激な人口減少や少子化、都市部への一極集中により、地方における地域コミュニティの維持や、子供たちの教育機会の確保等が大きな課題となっている。そんな中、次期学習指導要領の趣旨実現の成否は、カリキュラム・マネジメントの実質化を行う学校を教育委員会が適切に支援できるかにかかっている。今後の教育委員会には、学校に一方的に指示を出す従来型の関係でも、学校任せでもなく、学校の挑戦を支え促す真の伴走者としての役割が求められる。「一律のリソースの提供者」から「学校に合わせた外部リソースのコーディネーター」へ転換し、地域社会の連携強化から、自治体を越えて学び合う「水平的ネットワーク」の構築が一層重要となる。現在の地方自治・行政の潮流は、地方分権から広域化へのシフトしつつある。教育も例外ではなく、他自治体や他自治体の学校などと繋がる「自治体の枠を超えた水平的ネットワーク」の構築が重要と考える。第5期では、地教行法の「指導・助言・援助」から、地方自治法の国としての「応援」に相当する、地方へのさらなるケア・支援をお願いしたい。

【議題2. 第4次学校安全推進計画について（諮問）】

学校安全は、激甚化・頻発化する自然災害のリスクや、登下校中の事件・事故、SNSに起因する犯罪など、子供たちを取り巻く多様な脅威に直面している。現在実施されている第3次の計画では、「自ら適切に判断し、主体的

に行動できる安全に関する資質・能力の育成」や「学校管理下における死亡事故件数等の限りなきゼロ化」を掲げ、組織的な取組の強化が進められてきた。しかし、教育委員会や学校現場の実態を俯瞰すると、各種のマニュアルや計画は整備されつつあるものの、それが必ずしも現場での実効的な取組や教職員の意識改革に結びついていないという本質的な課題が依然として存在しているように思われる。第4次の策定にあたっては、これまでの成果を継承しつつ、現場のリアルな課題に根差した「実効性」と「持続可能性」を兼ね備えた計画となることを求めたい。

1 近年の学校事故が投げかける懸念とハード面の課題

先日小学校で発生した火災をはじめ、近年全国の学校で発生している学校事故は、学校や教育委員会にとって深刻な危機感を与えている。第3次でも指摘されている通り、現在、全国の公立小中学校施設の約6割が築40年以上を経過しており、施設・設備の老朽化対策は喫緊の課題である。老朽化した電気系統の漏電や設備の不具合は、一歩間違えれば学校火災などの甚大な被害へと直結する。これに対し、学校現場における日常的な点検は教職員の目視に頼らざるを得ず、専門的な知見を欠く現場の努力だけでは、見えないリスク（壁の内部や配線など）を予見して事故を未然に防止することには限界がある。学校設置者の立場からは、第4次において以下の2点が強く期待される。

（1）教職員の負担に依存しない、首長部局の技術職員や外部の専門機関による定期的な点検体制の仕組みづくりと、老朽化改修や吊り天井以外の非構造部材の耐震化等に対する財政的支援のさらなる強化。

（2）蓄積された事故データやヒヤリハット事例が、一過性の報告書にとどまらず、学校が自校の設備リスクを認識する教材として活用しやすい形で提供されること。

2 有事における避難訓練と危機管理マニュアルの「実質化」への期待

実際の学校火災の現場では、濃煙による視界不良や停電、放送設備の損壊など、想定外の状況が瞬時に発生する。しかし、従来の避難訓練は「あらかじめ決められた晴天の日に、あらかじめ指示されたルートで校庭に並ぶ」といった、予定調和で形式的な訓練に陥りがちであることが指摘されてきた。第3次でも「停電時や悪天候を想定した避難訓練」の重要性が謳われたが、実際の現場への実装には未だ大きな課題がある。第4次に向け、次のような実践的アプローチの標準化が求められるのではないかな。

（1）児童生徒が教室だけでなく、廊下や特別教室など様々な場所にいる時

間帯の火災を想定し、自分自身で適切な避難経路をその場で判断させるロールプレイング型の避難訓練を位置付けること。

(2) マニュアル作成を単なる「提出義務」に終わらせないために、訓練結果に基づいて教職員や地域の消防・警察等の外部有識者が参画して見直しを行うなど、具体的な手順と評価指標を簡素にまとめること。

3 現場の人的制約・働き方改革との両立への強い懸念

学校現場が抱える最大の懸念は、学校安全の重要性が高まる一方で、それが深刻化する教師不足への対応や学校における働き方改革を進める中で、教職員の新たな業務負担となってしまうのではないかという点である。第3次では、学校安全の中核を担う「学校安全主任」等の人的体制の明確化や教職員研修の充実が掲げられているが、これらが一部の教職員への過度な業務偏重を引き起こすことは避けなければならない。第4次においては、学校のみならず全ての役割を背負わせない「チーム学校・地域協働」の社会教育的アプローチの推進に強く期待したい。地域学校協働活動やCS等と連動し、学校・家庭・地域が「子供の安全を守る」という共通目的のもとで役割を明確に分担できる支援が必要と考える。

併せて、人の力だけに頼るのではなく、AIやデジタルを積極的に活用し、安全管理や安全教育の質を高めていくという視点も重要であり、戸田市においても、取組の検討を進めているところである。そうした取組が全国で広がるような施策の検討を期待したい。

言うまでもないが、児童生徒が安心して学び、豊かに過ごすための安全確保は、学校教育の揺るぎない大前提である。昨今の教訓は、マニュアルの文字を行動に変え、設備点検を形式から実効へと高めることの重要性を指摘しているように思われる。第4次の計画策定にあたっては、学校現場への単なる義務や役割の追加（トップダウン）ではなく、ハード面での確実な財政支援と、地域や専門家とつながり合える組織体制の構築（ボトムアップ）を両輪とした、持続可能で「命を守るための一体的な支援計画」となることを強く期待したい。

【議題3. 地域コミュニティ基盤を支える社会教育の在り方について（審議のまとめ）】

現在、少子高齢化、人口減少や外国人住民の増加、デジタル化に伴う人と人との繋がりの希薄化により、地域コミュニティの存続や相互扶助機能の低

下が深刻化している。こうした中、防災や福祉、子育て、多文化共生など、複雑化・多様化する地域課題に対し行政主導のみで対応することには限界がある。これからの社会教育は、単なる趣味・教養の講座提供から、住民が主体的に対話し、協働して地域課題を根本的に解決する「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の基盤を再構築し、協調的なウェルビーイングや共生社会を実現するための手段へと転換することが不可欠であると考える。

1 学校現場及び教育委員会が抱く「新たな社会教育」への期待

学校現場では、不登校や多様な背景を持つ子供の増加など教育課題が複雑化し、学校のみでの努力ではその解決は難しいのは言うまでもない。地域と学校が一体となって子供を育むCSと地域学校協働活動の一体化、さらに中学校部活動の地域展開等を推進するには、地域社会の協力が欠かせない。学校や教育委員会は、子供の多様な体験活動や興味関心に応じた探究的な学びを、放課後や休日を含め地域全体で支えるため、これまで以上に社会教育の充実に大きな期待を寄せている。社会教育施設や地域運営組織（RMO）が、子供から高齢者までの「地域の縁側（多世代の居場所）」として一層機能し、シビックプライドを育むとともに、命を守るセーフティネットとなることを強く望みたい。

2 社会教育人材拡充路線への期待と現場実装のギャップ

地域活動を社会教育として推進し、多様な組織を繋ぎ合わせるには、専門性を持つ社会教育人材の関与が不可欠である。国が進める行政専門職としての社会教育主事の機能強化や、首長部局、NPO、民間企業等で活動する社会教育士の質的・量的拡充への期待は大きく、学校・地域の連携体制を機能させる核心となっている。しかし、その大きな期待に対し、現場実装のギャップは深刻である。

市町村における社会教育主事の配置率は低下傾向にあり、社会教育行政の予算や人員の縮小が関連事業の減少や他分野との連携不足を招いている。また、社会教育士は、取得者が約1.2万人に達したものの、あくまで「称号」ととどまり、社会的認知度や専門性に対する信頼の担保に課題がある。その専門性を活かせる具体的な職場や採用・処遇での優遇が確立されていないため、多様な場面で活躍する機会が限られ、取得を促進する強力な動機付け（キャリア上の利点）になっていないのではないかと懸念される。さらに、地縁団体やPTA、子供会等の固定化や担い手不足が深刻な一方、公民館等の施設が講座の実施や貸館業務に偏り、若者や新たな主体が参画しやすい環境への転換が遅れている。加えて、現行の養成課程は行政職員としての社会教育主事の任用を主

たる前提としてきたため、多様な分野（福祉、防災、民間）で即戦力として活躍するための実践的なコーディネートやファシリテーション能力を十分に担保し切れていないなどの課題があるのではないか。

３ ギャップを埋めるための今後の方向性

これらのギャップを埋め、社会教育の価値を最大化するために、教育行政及び学校現場の立場から次の３点を意見したい。

（１）社会教育士の制度的・社会的評価の向上と登用推進

公民館主事や指定管理者の職員に社会教育士を配置・優遇する仕組みや、首長部局での積極的な登用を促進し、専門性が評価される任用・キャリアパスを確立すべきではないか。また、教職課程と社会教育士養成課程の連携を強化し、社会教育の素養を持つ教師を増やすことで、ＣＳや探究活動の質を内側から向上させる必要がある。

（２）都道府県が主導する「社会教育人材ネットワーク」の構築

孤立しがちな社会教育士が情報共有や相互支援を行えるよう、都道府県を中心に複層的なネットワークを構築・運営し、活動支援や継続的な研修機会を提供すべきではないか。

（３）養成の抜本的改善と裾野の拡大

講習の呼称を「社会教育講習」に改め、養成課程において「社会教育総合実践演習（仮称）」を新設する実践力強化の方向性を講習においても重視し、新講習では実践力重視のグループワークや、演習を重視すべきと考える。同時に、より簡易な「導入的講習」の普及や受講資格の柔軟化等を通じ、消防団、民生委員、ＲＭＯ関係者など多様な地域活動の実践者が参画しやすい環境を早急に整えることが求められる。

社会教育は、もはや学校教育を補完する周辺的な存在ではなく、地域コミュニティの維持・再生ひいては人々のウェルビーイングを担保する生命線そのものである。教育委員会及び学校現場は、国がこの重要性を再認識し、持続可能で実効性のある財政的・制度的基盤の保障を強力に推進することを強く期待したい。

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○生涯学習分科会

社会通信教育の廃止及び条件の変更について（令和 8 年 4 月 28 日）…………… 1

○初等中等教育分科会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（令和 7 年 7 月 14 日）…………… 12

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（令和 8 年 7 月 17 日）…………… 25

○大学分科会

大学設置基準の一部改正について（令和 7 年 11 月 13 日）…………… 36

大学設置基準の一部改正について（令和 8 年 2 月 5 日）…………… 39

大学設置基準の一部改正について（令和 8 年 6 月 11 日）…………… 42

認証評価機関の認証について（令和 8 年 2 月 5 日）…………… 45

認証評価機関の認証について（令和 8 年 7 月 16 日）…………… 48

○関連規定…………… 54

8 文 科 教 第 2 1 3 号

中 央 教 育 審 議 会

通信教育の廃止及び条件の変更について、社会教育法（昭和24年法律第207号）
第55条第2項において準用する第51条第3項の規定に基づき諮問します。

令和8年4月28日

文部科学大臣 松本 洋平

文部科学省認定社会通信教育 申請概要

1. 廃止の申請(3団体8課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
一般財団法人 日本通信教育学園	法律講座民法課程	民法について、基本的なことから応用問題まで各種職場の実務に役立つよう指導し、あわせて法律的思考力を養う。
国立大学法人 秋田大学	材料工学専門コース	社会教育法第50条に規定する通信による教育を行うことにより、材料工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。
学校法人 香川栄養学園	栄養と料理一般講座	平易な栄養の知識と調理に関する知識・技術および家庭の食生活に関する知識を習得させる。
	栄養と料理専門講座 専門職業コース	食生活に関する専門的な知識、技術を習得させ、それぞれの質を高めて、健康で文化的な社会の建設に役立たせる。
	栄養と料理専門講座 専門料理コース	食生活に関する専門的な知識、技術を習得させ、それぞれの質を高めて、健康で文化的な社会の建設に役立たせる。
	栄養と料理専門講座 治療食コース	食生活に関する専門的な知識、技術を習得させ、それぞれの質を高めて、健康で文化的な社会の建設に役立たせる。
	女子栄養大学ヘルシー食事学	日常生活において健康な食生活を願う者に対し、オンライン通信によって、正しい食生活の基本と実践のあり方を習得させ、健康で文化的な生き方および社会の建設に貢献することを目的とする。
	食と健康	食品業界や受託給食業界に勤務する者、またはその業界での仕事を希望する者に対して、オンライン通信によって、食品と栄養、食品衛生、健康に関する基礎知識を習得させ、食に関わる業界人として活躍できる人材を養成することを目的とする。

2. 条件の変更申請(1団体7課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
国立大学法人 秋田大学	一般科学技術コース	通信教育の名称	学部改組に伴い、学部名称を総合環境理工学部に変更するため。
	電気・電子基礎コース	通信教育の名称	同上
	材料工学基礎コース	通信教育の名称	同上
	資源開発コース	通信教育の名称	同上
	地球科学コース	通信教育の名称	同上
	電気系専門コース	通信教育の名称	同上
	電子系専門コース	通信教育の名称	同上

文部科学省認定社会通信教育 廃止・条件の変更申請

【廃止】

I. 一般財団法人日本通信教育学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和24年1月5日
2. 所在地 東京都港区南青山2-11-17 第一法規ビル
3. 目的 通信教育、教育研修及び検定事業により、「学び」を通して各種の職能、技術及び知識の修得向上を図り、もって国民一人ひとりが自律した人間に成長し、またその成果をもって健全な社会貢献に寄与することを目的とする。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①法律講座民法課程

1. 認定年月日 昭和44年4月7日
2. 通信教育の目的 民法について、基本的なことから応用問題まで各種職場の実務に役立つよう指導し、あわせて法的思考力を養う。
3. 修業期間 10か月
4. 廃止の理由 平成18年、民法改正に伴う本講座の教材の全面見直しが必要となり、翌年4月より新規募集を停止し、以降休講としてきたが、教材の執筆体制の確立及びそのためにかかる費用に見合う受講者数の確保が困難であるため。
5. 受講者の措置 全ての受講生の学習期間が終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

II. 国立大学法人秋田大学

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和24年5月31日
(※総合環境理工学部の前身となる鉱山学部の創設年月日)
2. 所在地 秋田県秋田市手形学園町1番1号
3. 目的 通信による教育を行うことにより科学技術に関する組織的な教育活動を行い、学習する者の実力の養成及び知識の向上を図ることを目的とする。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①材料工学専門コース

1. 認定年月日 平成8年9月6日
2. 通信教育の目的 社会教育法第50条に規定する通信による教育を行うことにより、材料工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。
3. 修業期間 12か月

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 4. 廃止の理由 | 受講者減少により、令和3年度から新規募集を停止しているため。 |
| 5. 受講者の措置 | 全ての受講者の学習期間が終了している。 |
| 6. 廃止の時期 | 文部科学大臣の許可のあった日 |

Ⅲ. 学校法人香川栄養学園

(1) 法人の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 設立年月日 | 昭和26年3月5日 |
| 2. 所在地 | 東京都豊島区駒込3丁目24番地3号 |
| 3. 目的 | 国民の栄養生活改善を通じて生活の合理化を図り、もって日本文化の振興に寄与するため、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。 |

(2) 廃止しようとする課程の概要

①栄養と料理一般講座

- | | |
|------------|--|
| 1. 認定年月日 | 昭和47年10月27日 |
| 2. 通信教育の目的 | 平易な栄養の知識と調理に関する知識・技術及び家庭の食生活に関する知識を習得させる。 |
| 3. 修業期間 | 6か月 |
| 4. 廃止の理由 | 少子高齢化や学習ニーズの多様化により、講座の維持・運営に必要な受講者数の確保が困難となったため。また、実施団体の現在の体制や予算では、最新の知見に対応するための教育内容の見直し等を行うことができないため。 |
| 5. 受講者の措置 | 全ての受講者の学習期間が終了している。 |
| 6. 廃止の時期 | 文部科学大臣の許可のあった日 |

②～④栄養と料理専門講座 専門職業コース、専門料理コース、治療食コース

- | | |
|------------|--|
| 1. 認定年月日 | 昭和49年5月7日 |
| 2. 通信教育の目的 | 食生活に関する専門的な知識、技術を習得させ、それぞれの質を高めて、健康で文化的な社会の建設に役立たせる。 |
| 3. 修業期間 | 12か月（治療食コースは8か月） |
| 4. 廃止の理由 | 少子高齢化や学習ニーズの多様化により、講座の維持・運営に必要な受講者数の確保が困難となったため。また、実施団体の現在の体制や予算では、最新の知見に対応するための教育内容の見直し等を行うことができないため。 |
| 5. 受講者の措置 | 全ての受講者の学習期間が終了している。 |
| 6. 廃止の時期 | 文部科学大臣の許可のあった日 |

⑤女子栄養大学ヘルシー食事学

1. 認定年月日 令和4年4月12日
2. 通信教育の目的 日常生活において健康な食生活を願う者に対し、オンライン通信によって、正しい食生活の基本と実践のあり方を習得させ、健康で文化的な生き方および社会の建設に貢献することを目的とする。
3. 修業期間 3か月
4. 廃止の理由 少子高齢化や学習ニーズの多様化により、講座の維持・運営に必要な受講者数の確保が困難となったため。また、他講座の廃止に伴い、本講座を継続的に運営するための人材及び教育資源が不足するため。
5. 受講者の措置 全ての受講者の学習期間が終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

⑥食と健康

1. 認定年月日 令和4年7月28日
2. 通信教育の目的 食品業界や受託給食業界に勤務する者、またはその業界での仕事を希望する者に対して、オンライン通信によって、食品と栄養、食品衛生、健康に関する基礎知識を習得させ、食に関わる業界人として活躍できる人材を養成することを目的とする。
3. 修業期間 3か月
4. 廃止の理由 少子高齢化や学習ニーズの多様化により、講座の維持・運営に必要な受講者数の確保が困難となったため。また、他講座の廃止に伴い、本講座を継続的に運営するための人材及び教育資源が不足するため。
5. 受講者の措置 全ての受講者の学習期間が終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

【条件の変更】

I. 国立大学法人秋田大学

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和24年5月31日
(※総合環境理工学部の前身となる鉱山学部の創設年月日)
2. 所在地 秋田県秋田市手形学園町1番1号
3. 目的 通信による教育を行うことにより科学技術に関する組織的な教育活動を行い、学習する者の実力の養成及び知識の向上を図ることを目的とする。

(2) 変更しようとする課程の概要

①一般科学技術コース

②電気・電子基礎コース

③材料工学基礎コース

④資源開発コース

⑤地球科学コース

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 認定年月日 | 平成7年7月18日 |
| 2. 通信教育の目的 | 社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、科学技術に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び知識の向上を図ることを目的とする。 |
| 3. 修業期間 | 12か月 |
| 4. 条件の変更の内容及び理由 | 学部改組に伴い、学部名称を総合環境理工学部に変更するため。 |

⑥電気系専門コース

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 認定年月日 | 平成8年9月6日 |
| 2. 通信教育の目的 | 社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、電気工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。 |
| 3. 修業期間 | 12か月 |
| 4. 条件の変更の内容及び理由 | 学部改組に伴い、学部名称を総合環境理工学部に変更するため。 |

⑦電子系専門コース

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 認定年月日 | 平成8年9月6日 |
| 2. 通信教育の目的 | 社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、電子工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。 |
| 3. 修業期間 | 12か月 |
| 4. 条件の変更の内容及び理由 | 学部改組に伴い、学部名称を総合環境理工学部に変更するため。 |

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

〔定義〕 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。（社会教育法第50条）

文部科学省認定社会通信教育

実施主体：
学校、一般社団法人、一般財団法人

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2（略）

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

実施主体：
学校、一般社団法人、一般財団法人、
営利法人、個人等

社会通信教育について

- 1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

令和8年4月現在、実施団体数は22団体、101課程である。

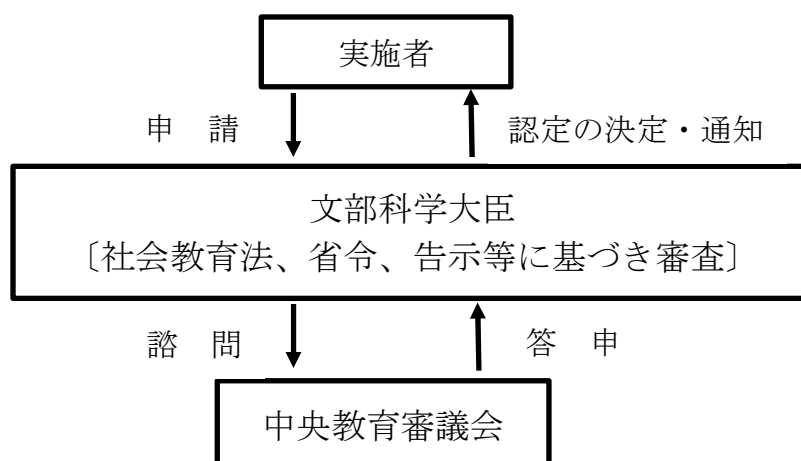
- 2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。
- 3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	7	34	25.6千人
技術系課程	5	29	4.1千人
生活技術・教養系課程	10	38	10.3千人
計	22	101	40千人

※実施団体数及び課程数は令和8年4月現在。受講者数は令和7年(1月～12月)の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧（１０１課程）

令和７年４月現在

	団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事務系／34課程	1	（一財）日本通信教育学園	3	法律講座民法課程、日商簿記検定講座（３級コース、２級コース）
	2	（一財）実務教育研究所	5	現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース 編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	（一社）日本マネジメントスクール	3	ミドル・マネジメント・コース（基礎課程、実践編）、フォアマン・コース
	4	（一社）公開経営指導協会	1	POP広告実技講座
	5	（学）産業能率大学	18	漢字能力検定２級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、 生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座、新・きれいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する講座、問題発見・解決力を伸ばす講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座、 情報分析力を鍛える講座、話す力を磨く講座
	6	（一財） 日本経営教育センター	3	社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	7	（一財）社会通信教育協会	1	生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技術系／29課程	8	（国大）秋田大学理工学部	8	秋田大学理工学部通信教育講座（地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース 電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、 材料工学専門コース）
	9	（公財）国際文化カレッジ	12	自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、 庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定 入門講座、庭師入門講座
	10	（一財） 中央工学校生涯学習センター	6	機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、 宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	11	（一財）日本規格協会	2	通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
	12	（一財）日本園芸協会	1	ローズ・ガーデン講座
生活技術・教養系／38課程	13	（学）香川栄養学園	6	栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座（専門職業コース、専門料理コース、治療食コース）、 女子栄養大学ヘルシー食事学、食と健康
	14	（学）文化学園文化服装学院 生涯学習部	2	文化服装通信講座（服装一般）、ファッション画講座上級コース（ファッション・デザイン画編）
	15	（学）清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミア	1	現代きもの講座
	16	（公財）日本英語検定協会	8	実用英語講座（１級、準１級、２級、準２級、３級、４級）、新YOU CAN英語講座、 日常オフィス英語講座
	17	（公財）日本書道教育学会	5	書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	18	（公財）日本音楽教育文化振 興会	4	音楽講座（音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース）
	19	（学）NHK学園	6	漢詩講座（風雅をよむ、自然をよむ）、古文書を読む・基礎コース、俳句入門、短歌入門、川柳実作
	20	（公財）日本習字教育財団	4	書写技能基礎講座（楷書編、行書編）、書道臨書講座（【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】）
	21	（公社）色彩検定協会	1	たのしく学ぶ色彩講座－初級コース－
	22	（一社）クラフトバンドエコ ロジー協会	1	クラフトバンド実技講座

○中央教育審議会令（平成１２年政令第２８０号）

第五条 １～５ 略

６ 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）（令和７年３月１７日中央教育審議会決定）
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

２ 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分 科 会	事 項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成２年法律第７１号）、 <u>社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）</u> 及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第４１号）第十五条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	

7 文 科 教 第 7 2 2 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第1備考第5号イの規定により諮問します。

令和7年7月14日

文 部 科 学 大 臣

阿 部 俊 子

令和7年度課程認定申請大学等一覧

【目次】

1	国立大学の学部等の課程		1
2	公立大学の学部等の課程		4
3	私立大学の学部等の課程		5
4	私立大学の学部等の通信課程		8
5	国立大学の大学院の課程		9
6	公立大学の大学院の課程		10
7	私立大学の大学院の課程		11

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	山形県	国立大学法人山形大学	山形大学	教育学部	学校教育教員養成課程		145	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
2	栃木県	国立大学法人宇都宮大学	宇都宮大学	農学部	フロンティア食品科学科 生物生産イノベーション科学科 環境システム科学科		37 56 51	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(農業)
3	長野県	国立大学法人信州大学	信州大学	工学部	エロジカル社会経済学科 工学科		36 485	高等学校教諭一種免許状(農業) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
4	京都府	国立大学法人京都教育大学	京都教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程		300	高等学校教諭一種免許状(情報)
5	山口県	国立大学法人山口大学	山口大学	工学部	創成工学科		355	高等学校教諭一種免許状(工業)

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
6	福岡県	国立大学法人九州工業大学	九州工業大学	工学部	工学科		531	高等学校教諭一種免許状(工業)
7	佐賀県	国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	情報工学部 教育学部	情報工学科 共同教員養成課程		410 120 (260)	高等学校教諭一種免許状(情報) 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(書道) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
8	熊本県	国立大学法人熊本大学	熊本大学	教育学部	共同教員養成課程		140 (260)	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(書道) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
					養護教諭養成課程		30	中学校教諭一種免許状(保健) 高等学校教諭一種免許状(保健) 養護教諭一種免許状

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	福井県	公立大学法人福井県立大学	福井県立大学	地域政策学部	地域イノベーション学科		70	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
2	長野県	公立大学法人長野大学	長野大学	地域経営学部	地域経営学科		150	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
				共創情報科学部	共創情報科学科		90	高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
3	愛知県	公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市立大学	総合生命理学部	総合生命理学科		43	中学校教諭一種免許状(理科)
4	京都府	公立大学法人福知山公立大学	福知山公立大学	情報学部	情報学科		120	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
5	兵庫県	兵庫県公立大学法人	兵庫県立大学	工学部	工学科		352	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
6	広島県	広島県公立大学法人	県立広島大学	地域創生学部	情報学科		40	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
7	沖縄県	公立大学法人名城大学	名城大学	国際学部	国際文化学科		180	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(公民)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
1	北海道	学校法人札幌大学	札幌大学	地域共創学群	人間社会学域	日本語・日本文化専攻	53	中学校教諭一種免許状(国語)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(国語)	設置基準特例
						歴史文化専攻	50	中学校教諭一種免許状(社会)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	設置基準特例
						法学専攻	120	中学校教諭一種免許状(社会)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(公民)	設置基準特例
						スポーツ文化専攻	85	中学校教諭一種免許状(保健体育)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(保健体育)	設置基準特例
						英語専攻	70	中学校教諭一種免許状(英語)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(英語)	設置基準特例
						経営学専攻情報経営コース	60	高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
2	北海道	学校法人酪農学園	酪農学園大学	農食環境学群	農食環境情報学類	経営学専攻経営・会計コース	106	高等学校教諭一種免許状(商業)	設置基準特例
							80	中学校教諭一種免許状(社会)	
								高等学校教諭一種免許状(公民)	
								高等学校教諭一種免許状(農業)	
							100	小学校教諭二種免許状	小専科指導
							40	中学校教諭一種免許状(英語)	
								高等学校教諭一種免許状(英語)	
						英語教育専攻	20	中学校教諭一種免許状(英語)	
								高等学校教諭一種免許状(英語)	
						地域児童教育専攻	50	幼稚園教諭一種免許状	
							100	高等学校教諭一種免許状(情報)	
3	青森県	学校法人千葉工業大学	千葉工業大学	工学部	情報デザイン学科		140	高等学校教諭一種免許状(工業)	
							72	中学校教諭一種免許状(国語)	
								中学校教諭一種免許状(保健体育)	
							240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
4	山形県	学校法人佐藤栄学園	平成国際大学	情報デザイン学部	情報デザイン学科		75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(情報)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							230	中学校教諭一種免許状(国語)	
								中学校教諭一種免許状(数学)	
								中学校教諭一種免許状(保健体育)	
								高等学校教諭一種免許状(国語)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
5	群馬県	学校法人共愛学園	共愛学園前橋国際大学	国際社会学部	国際社会学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
6	群馬県	学校法人共愛学園	共愛学園前橋国際大学	国際社会学部	国際社会学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
7	埼玉県	学校法人千葉工業大学	千葉工業大学	工学部	情報デザイン学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
8	千葉県	学校法人芝浦工業大学	芝浦工業大学	システム理工学部	情報課程		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
9	千葉県	学校法人千葉敬愛学園	敬愛大学	教育学部	初等教育学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
10	東京都	学校法人立正大学園	立正大大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
11	東京都	学校法人帝京大学	帝京大学	初等教育学科	初等教育学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
12	東京都	学校法人帝京大学	帝京大学	初等教育学科	初等教育学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							90	中学校教諭一種免許状(技術)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
								高等学校教諭一種免許状(工業)	
							180	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
							75	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
							240	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
13	東京都	学校法人立教学院	立教大学	環境学部	環境学科		204	中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
14	東京都	学校法人東京理科大学	東京理科大学	理学部第一部	科学コミュニケーション学科		80	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報)	
15	東京都	学校法人跡見学園	跡見学園女子大学	文学部	人文学科		95	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
16	東京都	学校法人帝京科学大学	帝京科学大学	教育人間科学部	学校教育学科	小学校コース	40	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
17	東京都	学校法人亜細亜学園	亜細亜大学	健康スポーツ科学部	健康スポーツ科学科		100	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
18	東京都	学校法人杏林学園	杏林大学	総合政策学部	法律政治学科 経済経営学科		130 100	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
19	東京都	学校法人東洋英和女学院	東洋英和女学院大学	人間社会学部	総合心理学科 国際学科		110 100	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
20	東京都	学校法人松蔭学園	松蔭大学	経営文化学部	ビジネスマネジメント学科		72	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
21	神奈川県	学校法人関東学院	関東学院大学	理工学部	理工学科	数物学系	39	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
22	新潟県	学校法人敬和学園	敬和学園大学	情報学部 人文学部	情報学科 国際教養学科		160 170	高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
23	岐阜県	学校法人大垣総合学園	岐阜協立大学	経済学部	経済学科		90	中学校教諭一種免許状(社会)	
24	愛知県	学校法人清光学園	岡崎大学	教育学部	公共政策学科 子ども教育学科		40 70	中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(保健体育)	
25	愛知県	学校法人金城学院	金城学院大学	文学部	国際英語学科 総合歴史学科		80 60	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
26	京都府	学校法人京都精華大学	京都精華大学	デザイン工学部 マンガ学部	情報デザイン学科 キャラクターデザイン学科		110 112	高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
27	京都府	学校法人光華学園	京都光華大学	社会学部	社会共創学科		87	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
				看護福祉リハビリテーション学部	看護学科		95	養護教諭一種免許状	
28	京都府	学校法人京都橘学園	京都橘大学	デジタルメディア学部	デジタルメディア学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)	
				工学部	ロボティクス学科		80	高等学校教諭一種免許状(工業)	
29	京都府	学校法人花園学園	花園大学	教育学部	初等教育学科		80	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
30	大阪府	学校法人関西大学	関西大学	システム理工学部	グリーンエレクトロニクス工学科		62	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
31	兵庫県	学校法人瀧名山手学院	関西国際大学	情報学部	情報デザイン学科		80	高等学校教諭一種免許状(情報)	
32	兵庫県	学校法人甲南学園	甲南大学	理工学部	環境・エネルギー工学科		40	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
33	奈良県	学校法人冬木学園	畿央大学	健康工学部	建築・造形デザイン学科		55	中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)	
34	徳島県	学校法人四国大学	四国大学	文学部	国際文化学科		40	小学校教諭二種免許状 高等学校教諭一種免許状(情報)	小専科指導
35	福岡県	学校法人高木学園	福岡国際音楽大学	デジタル創生学部	音楽学科		100	高等学校教諭一種免許状(音楽)	
				音楽学部	音楽学科		80	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)	
36	福岡県	学校法人福岡学園	九州共立大学	スポーツ学部	スポーツ学科		250	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
37	福岡県	学校法人西南女学院	西南女学院大学	人文学部	英語学科		60	小学校教諭二種免許状	小専科指導
38	福岡県	学校法人中村産業学園	九州産業大学	理工学部	機械電気創造工学科		135	中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(工業)	
39	福岡県	学校法人都築学園	日本薬科大学	薬科学部	医療ビジネス薬科学科		120	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
40	熊本県	学校法人君が淵学園	崇城大学	情報学部	情報学科		150	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)	
41	鹿児島県	学校法人志學館学園	志學館大学	人間関係学部	心理臨床学科		130	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)	

4. 私立大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	愛知県	学校法人菊武学園	名古屋産業大学	現代ビジネス学部	現代ビジネス学科		200	中学校教諭一種免許状(社会)
2	兵庫県	学校法人創志学園	環太平洋大学	次世代教育学部	教育経営学科〔通信教育課程〕	中高体育教育専攻	10	中学校教諭一種免許状(保健体育)
								高等学校教諭一種免許状(保健体育)

5. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	新潟県	国立大学法人新潟大学	新潟大学	総合学術研究科	人文社会科学専攻	60	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(英語)
					自然科学専攻	507	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業)
2	新潟県	国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	工学研究科	工学専攻	419	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
3	山梨県	国立大学法人山梨大学	山梨大学	教育学研究科	教育実践創成専攻	38	特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
4	岡山県	国立大学法人岡山大学	岡山大学	教育学研究科	教職実践専攻	45	高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業)

6. 公立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	沖縄県	公立大学法人名城大学	名城大学	スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	6	養護教諭専修免許状

7. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	東京都	学校法人二松学舎	二松学舎大学	文学研究科	歴史文化学専攻	8	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
2	東京都	学校法人慶應義塾	慶應義塾大学	理工学研究科	先端数物科学専攻	100	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(物理) 高等学校教諭専修免許状(情報)
3	京都府	学校法人永守学園	京都先端科学大学	健康科学研究科	化学・生命情報科学専攻	130	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(工業)
					総合デザイン工学専攻	220	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)
					人間・社会システム情報科学専攻	150	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報)
					健康スポーツ学専攻	5	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
					看護学専攻	4	看護教諭専修免許状
					看護学専攻	6	看護教諭専修免許状
					環境・エネルギー工学専攻	3	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
7	大阪府	学校法人近畿大学	近畿大学	総合理工学研究科	エネルギー理工学専攻	15	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

8 文科初第 1 0 0 4 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号イの規定により諮問します。

令和 8 年 7 月 1 7 日

文 部 科 学 大 臣

松 本 洋 平

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	定員	免許状の種類
1	青森県	国立大学法人弘前大学	弘前大学	理工学部	機械科学科	80	中学校教諭一種免許状(技術)
2	宮城県	国立大学法人宮城教育大学	宮城教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程	345	高等学校教諭一種免許状(情報)
3	福島県	国立大学法人福島大学	福島大学	教育学部	学校教育教員養成課程	235	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
				理工学部	共生システム理工学科	215	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
4	茨城県	国立大学法人茨城大学	茨城大学	教育学部	学校教育教員養成課程	240	特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
5	佐賀県	国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	経済学部	経済学科	230	高等学校教諭一種免許状(商業)

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	定員	免許状の種類	備考
1	北海道	公立大学法人公立千歳科学技術大学	公立千歳科学技術大学	理工学部	電子光工学科	80	高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
2	北海道	名寄市	名寄市立大学	保健福祉学部	情報システム工学科	80	高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
3	兵庫県	兵庫県公立大学法人	兵庫県立大学	環境人間学部	社会福祉学科	50	中学校教諭一種免許状(社会)	
					環境人間学科	65	中学校教諭一種免許状(社会)	
							高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
							高等学校教諭一種免許状(公民)	
					グリーンサイエンス学科	50	中学校教諭一種免許状(理科)	
							高等学校教諭一種免許状(理科)	
4	福岡県	公立大学法人福岡女子大学	福岡女子大学	国際文理学部	生活情報科学科	40	中学校教諭一種免許状(家庭)	
							高等学校教諭一種免許状(家庭)	
							高等学校教諭一種免許状(情報)	
5	福岡県	公立大学法人北九州市立大学	北九州市立大学	情報イノベーション学部	情報エンジニアリング学科	68	高等学校教諭一種免許状(情報)	
					共創社会システム学科	50	高等学校教諭一種免許状(情報)	
6	宮崎県	公立大学法人宮崎公立大学	宮崎公立大学	人文学部	国際情報学科	50	高等学校教諭一種免許状(情報)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
1	北海道	学校法人札幌大谷学園	札幌芸術大学	芸術学部	デザイン学科		70	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)	
2	北海道	学校法人札幌国際大学	札幌国際大学	スポーツ人間学部	スポーツ指導学科		80	小学校教諭二種免許状 小中学校教諭二種免許状	小専科指導
3	北海道	学校法人北星学園大学	北星学園大学	文学部	英文学科		93	小学校教諭二種免許状 小中学校教諭二種免許状	小専科指導
4	青森県	学校法人八戸工業大学	八戸工業大学	総合情報学部	総合情報学科		100	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)	
				先進工学部	先進工学科		100	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(工業)	
				デザイン工学部	デザイン工学科		100	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸) 高等学校教諭一種免許状(工業)	
5	宮城県	学校法人朴沢学園	仙台大学	体育学部	体育学科		300	小学校教諭二種免許状 小中学校教諭一種免許状	小専科指導
6	宮城県	学校法人東北学院	東北学院大学	教育学部	教育学科		100	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
7	山形県	学校法人電澤学園	東北文教大学	人間科学部	子ども教育学科		70	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
8	福島県	学校法人福島学院	福島学院大学	福祉学部	福祉心理学科教職コース		20	小学校教諭二種免許状 養護教諭一種免許状	強み・専門性
9	東京都	学校法人城西大学	城西国際大学	健康科学部	看護学科		100	養護教諭一種免許状	
10	東京都	学校法人東京農業大学	東京情報大学	総合情報学部	福祉総合学科子ども福祉コース 総合情報学科		60 160	高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(情報) メディアデザイン学系	
11	東京都	学校法人清泉女学院	清泉大学	農学部	アグリデザイン学科		85	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)	
12	東京都	学校法人中央大学	中央大学	経済学部	経済学科		542	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(商業)	
13	東京都	学校法人実践女子学園	実践女子大学	人間社会学部	社会デザイン学科		80	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
14	東京都	学校法人東洋大学	東洋大学	環境イノベーション学部	環境イノベーション学科		140	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
15	東京都	学校法人白梅学園	白梅学園大学	子ども学部	教育学科		50	高等学校教諭一種免許状(国語)	
16	東京都	学校法人法政大学	法政大学	理工学部	経営システム工学科		84	高等学校教諭一種免許状(数学)	
17	神奈川県	学校法人湘南工科大学	湘南工科大学	工学部	工学科		270	中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
				情報学部	情報学科		255	中学校教諭一種免許状(技術)	
18	石川県	学校法人金沢学院大学	金沢学院大学	教育学部	教育学科		70	高等学校教諭一種免許状(英語)	
19	石川県	学校法人金沢工業大学	金沢工業大学	情報理工学部	知能情報システム学科		120	高等学校教諭一種免許状(工業)	
20	山梨県	学校法人 C2C Global Education Japan	山梨学院大学	スポーツ科学部	スポーツ科学科		210	小学校教諭二種免許状	小専科指導
21	岐阜県	学校法人神谷学園	東海学院大学	人間関係学部	子ども発達学科		90	中学校教諭一種免許状(保健体育)	
								高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
22	愛知県	学校法人愛知産業大学	愛知産業大学	情報学部	知能情報学科		50	高等学校教諭一種免許状(情報)	
							75	高等学校教諭一種免許状(情報)	
23	愛知県	学校法人桜花学園	桜花学園大学	情報科学部	総合情報学科		80	高等学校教諭一種免許状(情報)	
24	京都府	学校法人YIC学院	YIC学院大学	国際文化学部	ソーシアルデザイン・サイエンス学科 国際文化学科		80	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
25	京都府	学校法人明治東洋医学学院	明治国際医療大学	農学部	食農エコロジー学科		85	高等学校教諭一種免許状(農業)	
26	京都府	学校法人龍谷大学	龍谷大学	情報学部 環境サステナビリティ学部	情報学科 環境サステナビリティ学科		130 130	高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(理科)	
27	大阪府	学校法人羽衣学園	羽衣国際大学	現代社会学部	デジタル・インテリジェンス学科		70	高等学校教諭一種免許状(情報)	
28	大阪府	学校法人常翔学園	広島国際大学	健康スポーツ学部	健康スポーツ学科		80	小学校教諭二種免許状	小専科指導
				健康科学部	心理学科		70	養護教諭一種免許状	
29	兵庫県	学校法人行吉学園	神戸女子大学	健康福祉学部	健康福祉学科		110	中学校教諭一種免許状(保健体育)	
					健康福祉学科ウェルネススポーツ 栄養学専攻		65	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 栄養教諭二種免許状	入学定員は健康福祉学科110名の内数
30	広島県	学校法人比治山学園	比治山大学	現代文化学部	美術学科		40	中学校教諭一種免許状(美術)	
								高等学校教諭一種免許状(美術)	
31	愛媛県	学校法人松山大学	松山大学	人文学部	グローバル・コミュニケーション学科		110	小学校教諭二種免許状	小専科指導
32	福岡県	学校法人久留米大学	久留米大学	文学部	人文科学科		144	小学校教諭二種免許状	小専科指導
				人間健康学部	スポーツ医科学科		70	小学校教諭二種免許状	小専科指導
33	福岡県	学校法人筑紫女学園	筑紫女学園大学	人文科学部	人文学科		80	中学校教諭一種免許状(国語)	
								高等学校教諭一種免許状(国語)	
34	福岡県	学校法人福岡工業大学	福岡工業大学	工学部	先進工学科		460	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
35	福岡県	学校法人福岡大学	福岡大学	工学部	化学システム工学科		110	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
36	長崎県	学校法人九州文化学園	長崎国際大学	情報学部	情報デザイン学科		98	中学校教諭一種免許状(数学)	
								高等学校教諭一種免許状(数学)	
37	長崎県	学校法人長崎総合科学大学	長崎総合科学大学	先端工学部	グリーン・デジタル学科		120	中学校教諭一種免許状(理科)	
								高等学校教諭一種免許状(理科)	
38	大阪府	学校法人常翔学園	大阪工業大学	工学部	グリーン船舶システム学科 都市デザイン工学科		50 100	高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特別 設置基準特別 設置基準特別
							150	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特別
					建築学科			高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特別

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
					機械工学科			高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
							140	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								中学校教諭一種免許状(技術)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					電気電子システム工学科		125	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					電子情報システム工学科		110	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					応用化学科		130	中学校教諭一種免許状(理科)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(理科)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					環境工学科		75	中学校教諭一種免許状(理科)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(理科)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					生命工学科		70	中学校教諭一種免許状(理科)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(理科)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					ロボット工学科		90	中学校教諭一種免許状(技術)	設置基準特例
				ロボティクス&デザイン工学部				高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					システムデザイン工学科		90	中学校教諭一種免許状(技術)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
					空間デザイン学科		100	高等学校教諭一種免許状(工業)	設置基準特例
				情報科学部	データサイエンス学科		80	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
					実世界情報学科		80	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
					情報知能学科		100	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
					情報システム学科		100	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例
					情報メディア学科		100	中学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(数学)	設置基準特例
								高等学校教諭一種免許状(情報)	設置基準特例

4. 私立短期大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学部等名	定員	免許状の種類
1	愛知県	学校法人桜花学園	名古屋短期大学	保育科通信教育課程	150	幼稚園教諭二種免許状

5. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	茨城県	国立大学法人茨城大学	茨城大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻	43	特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
2	鳥取県	国立大学法人鳥取大学	鳥取大学	持続性社会創成科学研究科	地域学専攻地域創生コース	8	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語)
3	大阪府	国立大学法人大阪大学	大阪大学	情報科学研究科	情報科学専攻	148	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報)
4	福岡県	国立大学法人九州大学	九州大学	システム生命科学府	システム生命科学専攻	80	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

6. 公立大学の大学院の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	長野県	公立大学法人長野県立大学	長野県立大学	健康栄養科学研究科	健康栄養科学専攻	5	栄養教諭専修免許状
2	滋賀県	公立大学法人滋賀県立大学	滋賀県立大学	人間文化科学研究科	地域文化科学専攻	9	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)
3	広島県	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学	情報科学研究科	情報科学専攻	100	高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報)

7. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名 (設置者の所在地)	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	学校法人北翔大学	北翔大学	生涯学習学研究科	生涯学習学専攻	6	養護教諭専修免許状
2	東京都	学校法人北里研究所	北里大学	未来工学研究科	生命データサイエンス専攻	45	高等学校教諭専修免許状(情報)
3	東京都	学校法人日本体育大学	日本体育大学	身体総合学術研究科	身体総合学術専攻(博士前期課程)	65	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 養護教諭専修免許状
4	東京都	学校法人玉川学園	玉川大学	工学研究科	機械工学専攻	16	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(技術) 高等学校教諭専修免許状(数学)
					電子情報工学専攻	16	高等学校教諭専修免許状(情報)
5	東京都	学校法人東洋大学	東洋大学	環境イノベーション学研究科	環境イノベーション学専攻	20	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
6	東京都	学校法人明星学苑	明星大学	理工学研究科	理工学専攻	16	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
7	神奈川県	学校法人関東学院	関東学院大学	工学研究科	数理工学専攻・電気工学専攻	7	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
8	神奈川県	学校法人神奈川大学	神奈川大学	総合理工学研究科	理工学専攻	179	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)
9	愛知県	学校法人中部大学	中部大学	理工学研究科	数理・物理サイエンス専攻	6	高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科)
10	京都府	学校法人京都女子学園	京都女子大学	発達教育学研究科	教育学専攻	6	養護教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
11	京都府	学校法人永守学園	京都先端科学大学	健康スポーツ科学研究科	健康スポーツ科学専攻	4	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
12	大阪府	学校法人城南学園	大阪総合保育大学	児童保育研究科	児童保育専攻	10	特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
13	兵庫県	学校法人関西学院	関西学院大学	人間福祉研究科	人間福祉専攻	8	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の一部改正について

令和 7 年 11 月 13 日

文部科学大臣 松 本 洋 平

(理由)

今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある。

このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和 7 年 2 月 21 日)では、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言されている。これを踏まえ、別紙のとおり、大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準を改正し、地域の高等教育へのアクセス確保を図るための取組を促進する必要があるため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

大学設置基準等改正要綱（案）

1. 改正の内容

- ・大学が高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、当該大学が、他の大学等と連携して当該取組を行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けたときは、基幹教員要件や上限単位等に係る特例対象規定の全部又は一部によらないことができること。

（大学設置基準第 58 条第 1 項関係）

- ・上記認定を受けた大学は、認定を受けた事項を学則等に定め公表すること。

（同条第 2 項関係）

2. 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日（予定）

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の一部改正について

令和 8 年 2 月 5 日

文部科学大臣 松 本 洋 平

(理由)

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後 18 歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの優秀な人材を輩出することが喫緊の課題である。

このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和 7 年 2 月 21 日)では、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図ることや、学士・修士の 5 年一貫教育の推進等が提言されている。これを踏まえ、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図る観点から、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

大学設置基準等改正要綱（案）

1. 改正の内容

- ・各大学は、教育上の目的を達成するために必要がある場合には、学部教育及び大学院教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成するものとする。
- ・大学院（法科大学院及び教職大学院を除く。）を置く大学は、連続課程の編成により効果的な取組を行うため特に必要と認められる場合には、文部科学大臣の認定を受け、修士課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用を受けることができるものとする。ただし、他大学との間で行う連続課程に係る場合は、所定の場合に限るものとする。
- ・上記認定を受けた大学は、修士課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め公表するものとする。
- ・その他所要の規定の整備を行うこと。

2. 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和 8 年 6 月 11 日

文部科学大臣 松 本 洋 平

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成 22 年度から令和 8 年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和 9 年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) 及び「令和 9 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和 7 年 12 月 4 日付け 7 文科高第 1319 号文部科学省高等教育局長・医政発 1204 第 4 号厚生労働省医政局長通知) を踏まえ、医学部定員全体としては、令和 8 年度入学における定員と同様、臨時的な増員の枠組みを暫定的に維持することとなった。以上を踏まえ、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

大学設置基準改正要綱（案）

第一 令和9年度における医学部臨時定員の措置延長に伴う大学設置基準等の改正

令和8年度末に期限を迎える医学部定員の臨時増員に係る枠組みのうち、地域枠、研究医枠の枠組みを1年間暫定的に維持するにあたり必要な規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和8年2月5日

文部科学大臣 松本 洋平

(理由)

特定非営利活動法人職業教育評価機構から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

認証申請書

令和8年1月30日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定非営利活動法人職業教育評価機構

理事長 井 澤 勇 治

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

本件連絡先

特定非営利活動法人職業教育評価機構

事務局長 重田廣幸

E-mail : info@hyouka.or.jp

電話 03-5497-8535

申請
届出

 の概要

事 項		記 入 欄	備 考
申 請 又 は 届 出 の 区 分		認証評価機関の認証	
フリガナ		トクテイヒエイリカツドウホウジンシヨクギョウキョウイクヒョウカキコウ	
名 称		特定非営利活動法人職業教育評価機構	
所 在 地		東京都中野区東中野4丁目19番8号 フォーカルビル2	
申請又は届出の対象	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報学分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	本機構ホームページ、刊行物及び評価対象専門職大学ホームページ	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考		
その他	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営情報ビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	本機構ホームページ、刊行物及び評価対象専門職大学ホームページ	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考		
	評 価 の 区 分		
	評 価 対 象 と な る 学 校 種		
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法		
	評 価 の 周 期		
	備 考		
	評 価 の 区 分		
	評 価 対 象 と な る 学 校 種		
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法		
	評 価 の 周 期		
	備 考		
備考			

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 8 年 7 月 1 6 日

文部科学大臣 松本 洋平

(理由)

一般財団法人大学教育質保証・評価センター及び一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

認証申請書

2026 年 6 月 30 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

代表理事 近藤 倫明

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第二項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（申請）
届出

の概要

1

事	項	記	入	欄	備	考	
申	請	又	は	届	出	の	
区	分	認証評価機関の認証					
フ	リ	ガ	ナ	イッパンザイダンホウジンダイガクキョウイクシツホショウ・ヒョウカセンター			
名	称	一般財団法人大学教育質保証・評価センター					
所	在	地	東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイーストB106				
申請 又は 届出の 対象	評	価	の	区	分	機関別	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	備	考					
その他	評	価	の	区	分	機関別	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	備	考					
	評	価	の	区	分		
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	備	考					
	評	価	の	区	分		
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	評	価	対	象	と	な	
	備	考					
	備考						

認証申請書

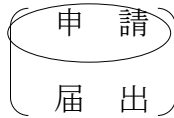
令和8年6月30日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

代表理事 川口 昭彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。



の概要

事 項		記 入 欄	備 考
申 請 又 は 届 出 の 区 分		認証評価機関の認証	
フリガナ		イッパンシヤダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホショウキコウ	
名 称		一般社団法人専門職高等教育質保証機構	
所 在 地		東京都港区六本木 6 - 5 - 1 7	
申 請 又 は 届 出 の 対 象	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	美容健康	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考		
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ビューティビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	2012年、2017年、2022年 実施	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	2022年実施	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	リハビリテーション分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	2024年、2025年実施	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考		

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考	2025年実施	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考		
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考		
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考	2025年実施	
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野		
評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する		
評価の周期	5年		
備考			
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野		
評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する		
評価の周期	5年		
備考			
備考			

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和 7 年 3 月 17 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和 7 年 3 月 17 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和 7 年 3 月 17 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項